



愛媛県報

平成15年4月1日火曜日 第1444号外2

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則..... 1
 愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則.....11
 組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則.....12

告 示

愛媛県特定調達苦情検討委員会設置要綱の一部改正.....13
 愛媛県知事の資産等報告書等の閲覧に関する要綱の一部改正.....13
 愛媛県個人情報保護条例第25条第1項の規定による口頭による
 開示請求をすることができる個人情報の一部改正.....13
 愛媛県青少年保護審議会規程の一部改正.....14
 愛媛県消費者保護審議会規程の一部改正.....14
 愛媛県消費者苦情処理審査会規程の一部改正.....14
 愛媛県人権施策推進協議会規程の一部改正.....14
 愛媛県売春防止対策本部設置規程の一部改正.....14
 クリーニング師等の試験施行規程の一部改正.....14
 愛媛県大規模小売店舗立地審議会規程の一部改正.....14
 基準点測量成果の写の保管閲覧等に関する規程の一部改正.....15
 改良普及員の駐在所の位置、名称及び担当区域の決定の一部改
 正.....15
 愛媛県総合園芸振興審議会規程の一部改正.....15
 愛媛県林業改良指導員資格試験審査委員会規程の一部改正.....15
 測量業者登録簿閲覧所の名称及び場所の一部改正.....15
 愛媛県建設業者提出書類閲覧所の設置の一部改正.....15

訓 令

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令.....15
 愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令.....16
 愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令.....18
 組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令.....23
 愛媛県立医療技術大学開設準備室規程.....31

監査委員規程

愛媛県監査事務局規程の一部を改正する規程.....31

教育委員会規則

愛媛県教育委員会事務局組織規則及び愛媛県教育委員会教育長
 専決規則の一部を改正する規則.....32

教育委員会告示

教育事務所及び分室の名称、位置及び所管区域の一部改正.....33

教育委員会訓令

愛媛県教育委員会公印規程等の一部を改正する訓令.....33
 新武道館開設準備室規程.....33

人事委員会規則

愛媛県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則の
 一部を改正する規則.....33
 愛媛県人事委員会事務局処務規則の一部を改正する規則.....34
 職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則.....34
 職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則等の一部を改正する
 規則.....34

人事委員会告示

労働基準法別表第1による愛媛県の事業又は事務所の号別区分
 等の一部改正.....36

県議会訓令

愛媛県議会議務局規程の一部を改正する訓令.....36

公営企業管理規程

愛媛県公営企業組織規程の一部を改正する管理規程.....37

公営企業訓令

愛媛県公営企業事業所処務規則等の一部を改正する訓令.....37

規 則

○愛媛県規則第37号

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定
 める。

平成15年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則

愛媛県行政組織規則（昭和55年愛媛県規則第15号）の一部
 を次のように改正する。

目次中「課及び」を「局及び課並びに」に改める。

第2章第1節の節名を次のように改める。

第1節 局及び課並びに所掌事務

第4条を次のように改める。

（局及び課）

第4条 次の表の左欄に掲げる部に、それぞれ当該中欄に掲
 げる局及び当該右欄に掲げる課を置く。

総務部	管理局	総務管理課、人事課、財政課、税務課、私学文書課
	新行政推進局	市町村課、行政システム改革課
企画情報部	管理局	企画調整課、交通対策課、国際交流課、統計課、情報政策課
	秘書広報局	秘書課、広報広聴課
県民環境部	管理局	県民交流課、消防防災安全課
	県民協働局	男女参画課、県民活動推進課、生活課、人権対策課
	環境局	環境政策課、廃棄物対策課、自然保護課
保健福祉部	管理局	保健福祉課
	健康衛生局	健康増進課、薬務衛生課
	生きがい推進局	子育て支援課、障害福祉課、長寿介護課
経済労働部	管理局	産業政策課、労政雇用課
	産業支援局	産業創出課、経営支援課
	観光推進局	観光課、町並博推進課
農林水産部	管理局	農政課、農業経済課
	農業振興局	農地整備課、農業経営課、農産園芸

		課、畜産課
	森林局	林業政策課、森林整備課
	水産局	漁政課、水産課、漁港課
土木部	管理局	土木管理課、用地課
	河川港湾局	河川課、水資源対策課、港湾海岸課、砂防課
	道路都市局	道路建設課、道路維持課、高速道路課、都市計画課、都市整備課、建築住宅課

第4条の2の表中

高齢者福祉課	国民健康保険室
観光課	イベント推進室
労政雇用課	雇用対策室

を

保健福祉課	医療対策室
長寿介護課	国民健康保険室
産業政策課	企業立地推進室
労政雇用課	雇用対策室
町並博推進課	イベント推進室

に

改める。

第6条第1項中「商工流通課」を「産業政策課」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「行政事務の」の下に「総合企画、」を加え、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第7条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 私学文書課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 私立学校に関する事。
 - (2) 行政書士及び宗教法人に関する事。
 - (3) 私立大学に関する事（他の主管に属するものを除く。）。
 - (4) 条例、規則、訓令、告示等の審査に関する事。
 - (5) 政策法務、争訟事務、公益法人事務等の統轄に関する事。
 - (6) 公印及び文書の管理に関する事。
 - (7) 文書事務の総括に関する事。
 - (8) 逓送事務の総括に関する事（他の主管に属するものを除く。）。
 - (9) 官報登載事務、県報及び県法規集に関する事。
- 第7条第6項中「第8号」を「第13号」に改め、同項中第9号を第14号とし、第8号を第13号とし、第7号の次に次の5号を加える。
- (8) 地域振興に関する事。
 - (9) 地域環境の整備に関する事。
 - (10) 離島、過疎地域及び半島の振興に関する事。
 - (11) 市町村の基本構想及び新広域市町村圏計画に関する事。
 - (12) 地方拠点都市地域の整備促進に関する事。

第7条第7項を次のように改める。

7 行政システム改革課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政評価システムに関する事。
- (2) 県の制度の見直しに関する事。
- (3) 行政改革大綱の推進に関する事。

- (4) 行政改革の進行管理に関する事。
- (5) 地方分権の推進に関する事（他の主管に属するものを除く。）。
- (6) 規制緩和に関する事務の総括に関する事。
- (7) 広域的自治体の在り方に関する事。
- (8) 県の業務の外部委託の推進に関する事。
- (9) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の推進に関する事（他の主管に属するものを除く。）。
- (10) 公社等外郭団体の運営等に係る総合調整に関する事。

(11) パブリック・コメント制度に関する事務の総括に関する事。

(12) 行政手続に関する事務の総括に関する事。

第8条第1項第7号中「西瀬戸経済圏構想」を「四国4県連携」に改め、同条第2項を削り、同条第3項第6号中「こと」の下に「（他の主管に属するものを除く。）」を加え、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 国際交流課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 国際交流に関する事。
- (2) 国際協力に関する事。
- (3) 海外移住に関する事。
- (4) 海外渡航に関する事。
- (5) その他国際協調に関する事。

第8条中第4項を削り、第5項を第4項とし、同条第6項に次の3号を加え、同項を同条第5項とする。

- (5) 総合行政ネットワークに関する事（他の主管に属するものを除く。）。
 - (6) 電子申請システムに関する事。
 - (7) 文書管理・電子決裁システムに関する事。
- 第8条に次の2項を加える。

6 秘書課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 知事及び副知事の秘書事務に関する事。
- (2) 庁中儀式に関する事。
- (3) 皇室に関する事。
- (4) 文辞に関する事。

7 広報広聴課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 広報に関する事。
- (2) 報道機関との連絡調整に関する事。
- (3) 広聴に関する事。
- (4) 県民相談に関する事（他の主管に属するものを除く。）。
- (5) 親切行政の推進に関する事（他の主管に属するものを除く。）。
- (6) 県民からの苦情に関する事（他の主管に属するものを除く。）。

第9条第1項第3号から第6号までを削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条第4項中「参画推進課」を「男女参画課」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 県民活動推進課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 特定非営利活動法人事務の統轄に関する事。
- (2) ボランティアに関する施策の総合企画、総合調整及び推進に関する事（他の主管に属するものを除く。）。

- (3) 県民による地域社会づくりに関すること。
- (4) コミュニティ対策の推進に関すること。
- (5) 青少年の健全育成及び非行防止に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (6) 青少年の社会参加に関すること。
- (7) 青少年関係団体に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (8) 情報公開に関する事務の総括に関すること。
- (9) 個人情報保護に関する事務の総括に関すること。
- (10) 知事の資産等の公開に関すること。
- (11) 行政資料室に関すること。
- (12) 情報提供に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

第9条第8項第3号中「国民宿舍及び」を削り、同項を同条第9項とし、同条第7項第1号中「再生資源の利用促進」を「循環型社会の形成の推進」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項第15号を第17号とし、第14号を第16号とし、第13号を第15号とし、第12号を第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (14) 土壌汚染対策に関すること。

第9条第6項第11号を第12号とし、第3号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加え、同項を同条第7項とする。

- (3) 庁内のISO14001に係る活動の統轄に関すること。

第9条第5項の次に次の1項を加える。

6 人権対策課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 同和対策の総合企画及び総合調整に関すること。
- (2) 地方改善対策事業に関すること。
- (3) 同和問題の調査及び研究に関すること。
- (4) 「人権教育のための国連10年」愛媛県行動計画の推進及び連絡調整に関すること。
- (5) 人権施策の総合調整及び推進に関すること。

第10条の見出し中「の課及び室」を「各課」に改め、同条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、第5号から第8号まで及び第10号の事務は、医療対策室が所掌する。

第10条第1項第16号を第17号とし、第10号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第9号を削り、第8号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (10) 医療技術大学の開設準備に関すること。

第10条第1項第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 保健師、助産師、看護師等養成所に関すること。

第10条第2項を削り、同条第3項第10号及び第11号を削り、第12号を第10号とし、第13号を第11号とし、同項の次に次の1項を加える。

3 薬務衛生課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 医薬品等並びに麻薬、向精神薬、大麻、覚せい剤及びあへんの指導取締りに関すること。
- (2) 有害物質を含有する家庭用品並びに毒物及び劇物の指導取締りに関すること。
- (3) 献血事業の推進及び採血業に関すること。
- (4) 骨髄バンク及び臍帯血バンクに関すること。

- (5) 温泉の保護及び利用の適正化に関すること。
- (6) 薬剤師に関すること。
- (7) 薬業団体に関すること。
- (8) 蛇毒抗毒素等の救急薬品に関すること。
- (9) 薬用植物に関すること。
- (10) 理容師、美容師、クリーニング師、製菓衛生師、調理師及びふく取扱者に関すること。
- (11) 生活衛生関係営業に関すること。
- (12) 建築物における衛生的環境の確保に関すること。
- (13) 多数集合地の衛生に関すること。
- (14) 食品衛生及び獣医公衆衛生に関すること。
- (15) 野犬対策並びに動物の愛護及び管理に関すること。
- (16) 墓地等の規制に関すること。
- (17) その他薬事及び衛生指導に関すること。

第10条第4項を次のように改める。

4 子育て支援課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) えひめ子どもプランの推進に関すること。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 母子福祉及び父子福祉に関すること。
- (4) 保育所及び保育士に関すること。
- (5) 児童福祉に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (6) 女性保護に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

第10条第6項中「高齢者福祉課」を「長寿介護課」に改め、同項第2号中「（他の主管に属するものを除く。）」を削り、同項第5号中「（介護老人保健施設に関するに限る。）」を削り、同条第7項及び第8項を削る。

第12条第1項を次のように改める。

産業政策課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。この場合において、第13号から第15号までの事務は、企業立地推進室が所掌する。

- (1) 商工政策の企画立案及び調整に関すること。
- (2) 産業高度化対策の総合企画、総合調整及び推進に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (3) 中小企業振興計画の策定に関すること。
- (4) 経済変動対策及び不況対策の推進に関すること。
- (5) 経済情勢の調査及び分析に関すること。
- (6) 企業に係る情報の収集及び分析に関すること。
- (7) F A Z構想の推進に関すること。
- (8) 海運の振興に関すること。
- (9) 外資系企業の誘致に関すること。
- (10) 貿易の振興その他産業の国際化に関すること。
- (11) 計量器の検定その他計量に関すること。
- (12) その他商工業に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (13) 企業立地及び企業誘致に関すること。
- (14) 工業用水に関すること。
- (15) 資源エネルギー対策の総合企画、総合調整及び推進に関すること。

第12条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「第13号」を「第11号」に改め、同項第9号中「心身障害者」を「障害者」に改め、同項第12号及び第13号を削り、同項を同条

第2項とし、同条に次の4項を加える。

3 産業創出課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 新事業の創出の促進に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (2) 産業の情報化及び情報関連産業の振興に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (3) 中小企業の技術振興に関すること。
- (4) 鉱工業に関する試験研究及び調査の基本方針の策定及び企画調整に関すること。
- (5) 中小企業の技術開発に係る産学官連携に関すること。
- (6) 発明及び工業所有権に関すること。

4 経営支援課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 金融に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (2) 小規模企業者等に係る設備資金の貸付け及び設備貸与に関すること。
- (3) 伝統的工芸品産業の振興に関すること。
- (4) 下請中小企業の振興に関すること。
- (5) 中小企業の経営診断及び助言に関すること。
- (6) 中小企業に係る経営革新の支援に関すること。
- (7) 中小企業に係る高度化資金の貸付け及び構造改善事業に関すること。
- (8) 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会その他商工団体等に関すること。
- (9) 流通対策（他の主管に属するものを除く。）及び大規模小売店舗の立地に関すること。
- (10) 鉱業に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

5 観光課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 観光開発の総合計画に関すること。
- (2) 国際観光の振興に関すること。
- (3) 観光施設の整備及び観光客誘致の推進に関すること。
- (4) 観光団体等に関すること。
- (5) 物産の販路拡大及び県産品愛用運動の推進に関すること。
- (6) 商工業関係の博覧会、展示会、見本市等に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (7) 総合保養地域に関すること。
- (8) しまなみ海道による地域振興に関すること。
- (9) その他観光及び物産に関すること。

6 町並博推進課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第3号及び第4号の事務は、イベント推進室が所掌する。

- (1) 南予地域観光振興イベントの総合調整に関すること。
- (2) 南予地域観光振興イベントの広報及び誘客促進に関すること。
- (3) 南予地域観光振興イベントのイベント実施に関すること。
- (4) 南予地域観光振興イベントの会場及び交通に関すること。

第13条第2項中「団体指導課」を「農業経済課」に改め、同項第1号中「農林業組合」を「農業協同組合及び農業共済組合」に改め、同項第2号中「農林業」を「農業」に改め、

同項第3号中「農林業金融」を「農業金融」に改め、同項第4号中「農林業組合」を「農業協同組合及び農業共済組合」に改め、同項第5号中「農林業団体」を「農業団体」に改め、同条第7項中第10号を第15号とし、第6号から第9号までを5号ずつ繰り下げ、第5号を第9号とし、同条の次に次の1号を加える。

- (10) 木材の利用促進に関すること。

第13条第7項第4号の次に次の4号を加える。

- (5) 森林組合の指導に関すること。
- (6) 森林国営保険に関すること。
- (7) 林業金融に関すること。
- (8) 森林組合の検査に関すること。

第13条第8項第7号中「県有林」を「公有林」に改める。

第14条の見出し中「及び局」を削り、同条第4項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条の次に次の1号を加える。

- (3) 広域的な用水対策の調整に関すること。

第14条第4項第4号中「地下水の利用及び保全」を「既存水源の活用方策」に改め、同項第7号を削り、同項第6号中「ダム」及び「の調査及び計画」を削り、同条を同項第8号とし、同項第5号中「及び中予分水」を削り、同条を同項第7号とし、同項第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 新規水源に関すること。
- (6) ダムに関すること（他の主管に属するものを除く。）。

第16条第1項中「及び次長」を削り、同条第3項を削る。

第16条の2の見出し中「男女共同参画局等」を「局」に改め、同条第1項中「男女共同参画局、水産局、河川港湾局及び道路都市局」を「局」に改め、同条第2項中「局長」を「原子力安全対策推進監」に改め、同条に次の1項を加える。

3 農業振興局、土木部管理局及び河川港湾局に技術監を置く。

第18条中「前2条」を「前条」に改める。

第19条第1項中「団体指導課」を「農業経済課、林業政策課」に改める。

第23条第4項第7号中「河川総合開発」を「新規水源」に改める。

第23条の3第1項中「、ダム管理事務所及び中山川ダム建設事務所」を「及びダム管理事務所」に改め、同条第4項中「及び中山川ダム建設事務所」を削り、同条第6項を削る。

第24条第1項中第26号を第27号とし、第14号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

- (14) 農業改良専門員

第26条第3項中第8号を第9号とし、第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 次長（愛媛県中央児童相談所及び愛媛県南予児童相談所に限る。）

第31条第1項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 肥料の取締りに係る立入検査等に関すること（前号の業務と併せて行うものに限る。）。

第37条第1項第1号中「第18条第4項第3号」を「（昭和24年法律第283号）第17条の3第1項の規定によるあつせん

、調整若しくは要請又は同法第18条第3項」に改める。

第40条第1項各号を次のように改める。

- (1) 知的障害者及びその介護を行う者に対する更生援護の実施に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助に関すること（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4第1項の規定によるあつせん、調整若しくは要請又は同法第16条第1項第2号の措置に係るものに限る。）。
- (2) 知的障害者に関する相談及び指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものに関すること。
- (3) 18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。

第40条第2項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 知的障害者福祉司

第51条第2項の表環境研究課の部環境監視室の項中「水質環境科」の下に「環境監視科」を加え、同部環境調査室の項を削り、同表に次のように加える。

環境調査課	放射能研究室	放射能調査科
-------	--------	--------

第53条第1項第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 県民の主体的な健康づくりの推進に関すること。
- (2) 健康増進に関する知識の普及及び相談に関すること。
- (3) 健康増進に係る指導者の研修その他人材の養成に関すること。

第53条第1項第4号中「資料」を「情報」に改める。

第53条第2項中「それぞれ」を削り、同項の表を次のように改める。

総務課	
健康推進課	健康支援係、健康情報係、研修企画係

第53条第3項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 担当係長

第57条第3項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 課長
- (3) 室長

第57条第3項中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 専門研究員

第58条の見出しを「（紙産業研究センター）」に改め、同条第1項中「愛媛県製紙試験場（以下「製紙試験場」を「愛媛県紙産業研究センター（以下「紙産業研究センター」に改め、同項第1号中「紙パルプ及び紙加工の技術」を「紙産業」に改め、同項第2号中「紙パルプ及び紙加工」を「紙産業」に改め、同項に次の2号を加える。

- (3) 紙に関する展示及び紙産業に関する情報の提供に関すること。
- (4) 紙産業に関する研究開発又は研修に必要な施設等の提供に関すること。

第58条第2項を次のように改める。

2 紙産業研究センターに、次の表の左欄に掲げる課及び室並びに当該右欄に掲げる係を置く。

総務課	庶務係
技術支援室	

第58条第3項中「製紙試験場」を「紙産業研究センター」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 所長

第58条第3項中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を削り、第4号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 係長

第58条第3項中第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 特別研究員

第58条第3項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 課長

第58条第4項中「製紙試験場」を「紙産業研究センター」に改める。

第62条を次のように改める。

第62条 削除

第75条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) コンベンションの誘致の促進に関すること。

第75条第3項の表を次のように改める。

行政課	庶務係、行政係
産業振興課	振興係

第75条第4項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 課長補佐

第79条第4項を同条第5項とし、同条第3項第2号を次のように改める。

(2) 次長

第79条第3項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加え、同項を同条第4項とする。

(3) 係長

第79条第2項の次に次の1項を加える。

3 大阪事務所に振興係を置く。

第80条第1項第3号中「農村青少年」を「農業の担い手」に改め、同項第7号中「（中央地域農業改良普及センターに限る。）」を削り、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 地域農業改良普及センターにそれぞれ次の普及室を置く。

名 称	位 置	管 轄 区 域
西条中央地域農業改良普及センター伊予三島普及室	伊予三島市	伊予三島市、川之江市及び宇摩郡
西条中央地域農業改良普及センター丹原普及室	周桑郡丹原町	東予市及び周桑郡
今治中央地域農業改良普及センターしまなみ普及室	越智郡伯方町	越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、魚島村、弓削町、生名村、岩城村、上浦町及び大三島町

松山中央地域農業改良普及センター久万普及室	上浮穴郡 久万町	上浮穴郡
松山中央地域農業改良普及センター伊予普及室	伊予市	伊予市及び伊予郡
八幡浜中央地域農業改良普及センター大洲普及室	大洲市	大洲市及び喜多郡
八幡浜中央地域農業改良普及センター東宇和普及室	東宇和郡 宇和町	東宇和郡
宇和島中央地域農業改良普及センター鬼北普及室	北宇和郡 広見町	北宇和郡三間町、 見町、松野町及び日吉村
宇和島中央地域農業改良普及センター御荘普及室	南宇和郡 御荘町	南宇和郡

4 別表第9の左欄に掲げる普及室にそれぞれ当該右欄に掲げる係を置く。

第80条第6項第3号を次のように改める。

(3) 室長

第80条第6項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 農業改良専門員

別表第1人事課の項の欄中「組織定員係」の下に「、能力開発係、行政考査係」を加え、同表税務課の項の次に次のように加える。

私学文書課	私学係、法令係、文書係
-------	-------------

別表第1市町村課の項の欄中「税制係」の下に「、ふるさと振興係、地域整備係」を加え、同表市町村課合併推進室の項同欄中「合併推進係」の下に「、合併事業係」を加え、同表行政私学課の項を次のように改める。

行政システム改革課	システム改革係、行革・広域行政係
-----------	------------------

別表第1県政広報課の項を削り、同表ふるさと整備課の項を次のように改める。

国際交流課	国際企画係、国際交流係、旅券係
-------	-----------------

別表第1情報政策課の項の欄中「ネットワーク運営係」の下に「、電子申請推進係」を加え、同項の次に次のように加える。

広報広聴課	広報係、報道係、広聴係、県民相談係
-------	-------------------

別表第1県民交流課の項の欄中「、NPO・ボランティア係」を削り、同表国際交流課の項を削り、同表参画推進課の項の欄中「参画推進課」を「男女参画課」に改め、同項の次に次のように加える。

県民活動推進課	NPO・ボランティア係、青少年係、情報公開係
---------	------------------------

別表第1生活課の項の次に次のように加える。

人権対策課	人権啓発係、地域改善係
-------	-------------

別表第1環境政策課の項の欄中「水質指導係、水質保全係」を「水環境係、土壌汚染対策係」に改め、同表廃棄物対策課の項同欄中「循環型社会推進係」を「計画推進係、環境産業振興係」に改め、「、土壌汚染防止係」を削り、同表保健福祉課の項を次のように改める。

保健福祉課	調整管理係、政策・予算係、企画係、生活保護係、福祉振興係
医療対策室	医療機関係、医療安全係、地域看護係

別表第1薬務衛生課の項を削り、同表健康増進課の項の欄中「、地域看護係」を削り、同項の次に次のように加える。

薬務衛生課	薬事係、製造指導係、麻薬毒劇物係、環境衛生係、食品衛生係、食肉検査指導係
-------	--------------------------------------

別表第1児童福祉課の項を次のように改める。

子育て支援課	子育て支援企画係、ひとり親家庭係、保育所係、児童・婦人施設係
--------	--------------------------------

別表第1高齢者福祉課の項の欄中「高齢者福祉課」を「長寿介護課」に改め、同項の欄中「在宅福祉係、老人施設係」を「介護保険管理係、居宅介護係、施設介護係」に改め、同表介護保険課の項及び人権対策課の項を削り、同表商工流通課の項を次のように改める。

産業政策課	調整管理係、政策・予算係、経済計画係、経済調査係、通商・海運係、貿易振興係
企業立地推進室	立地推進係、資源エネルギー係

別表第1企業振興課の項、中小企業課の項及び観光課の項を削り、同表労政雇用課の項の次に次のように加える。

産業創出課	新事業支援係、産業情報係、技術振興係、産学官連携係
経営支援課	金融係、地場産業係、中小企業診断係、商工団体係、商業振興係
観光課	観光計画係、観光推進係、物産係、しまなみ海道係
町並博推進課	総務・渉外係、広報・誘客促進係
イベント推進室	イベント推進第一係、イベント推進第二係、イベント推進第三係、会場・交通係

別表第1農政課中山間対策室の項の欄中「調整係、」を削り、同表団体指導課の項の欄中「団体指導課」を「農業経済課」に改め、同項の欄中「、森林組合係」を削り、「農林業金融係、検査第一係、検査第二係」を「金融係、検査係」に改め、同表林業政策課の項同欄中「森林山村係」を「林業企画係」に、「林産流通係」を「森林組合係、木材利用推進係」に改め、同表森林整備課の項同欄中「県有林整備係」を「公有林整備係」に改め、同表水資源対策課の項同欄中「ダム建設係、水資源調査係」を「水資源調査係、ダム係」に改める。

別表第2商工流通課の項幹事課の欄中「商工流通課」を「産業政策課」に改め、同項地方機関の欄中「製紙試験場」を「紙産業研究センター」に改め、「、女性職業センター」を削る。

別表第3西条地方局の部総務福祉部総務調整課の項の欄中「、管財係」を削り、同部総務福祉部地域福祉課の項同欄中「福祉活動係」を「地域福祉係」に改め、「、障害福祉係」を削り、同表今治地方局の部総務福祉部総務調整課の項同

欄中「管財係」を削り、同部総務福祉部地域福祉課の項同欄中「福祉活動係」を「地域福祉係」に改め、「障害福祉係」を削り、同表松山地方局の部総務福祉部総務調整課の項同欄中「管財係」を削り、同部総務福祉部地域福祉課の項同欄中「福祉活動係」を「地域福祉係」に改め、「障害福祉係」を削り、同部産業経済部第一土地改良課の項同欄中「団体指導第一係、団体指導第二係」を「団体指導係」に改め、同表八幡浜地方局の部総務福祉部総務調整課の項同欄中「管財係」を削り、同部総務福祉部地域福祉課の項同欄中「福祉活動係」を「地域福祉係」に改め、「障害福祉係」を削り、同部産業経済部第二土地改良課の項同欄中「南予用水第三係」を削り、同表宇和島地方局の部総務福祉部総務調整課の項同欄中「管財係」を削り、同部総務福祉部地域福祉課の項同欄中「福祉活動係」を「地域福祉係」に改め、「障害福祉係」を削る。

別表第5 西条地方局伊予三島土木事務所の部建設第一課の項の欄中「第三係」を削る。

別表第6 西条地方局中山川ダム建設事務所の項を削る。

別表第8を次のように改める。

別表第8（第80条関係）

地域農業改良普及センター		課	係
西条地方局	西条中央地域農業改良普及センター	普及企画課	企画調整係、食農・経営係
		地域農業課	担い手対策係、地域営農係
		産地育成課	農畜産係
今治地方局	今治中央地域農業改良普及センター	普及企画課	企画調整係、食農・経営係
		地域農業課	担い手対策係、地域営農係
		産地育成課	農産園芸係、畜産係
松山地方局	松山中央地域農業改良普及センター	普及企画課	企画調整係、食農・経営係
		地域農業課	担い手対策係、第一地域営農係、第二地域営農係
		産地育成課	農産園芸係、畜産係
八幡浜地方局	八幡浜中央地域農業改良普及センター	普及企画課	企画調整係、食農・経営係
		地域農業課	担い手対策係、第一地域営農係、第二地域営農係
		産地育成課	農畜産係
宇和島地方局	宇和島中央地域農業改良普及センター	普及企画課	企画調整係、食農・経営係
		地域農業課	担い手対策係、地域営農係
		産地育成課	農産園芸係、畜産係

別表第8の次に次の1表を加える。

別表第9（第80条関係）

普及室	係
西条中央地域農業改良普及センター伊予三島普及室	担い手対策係、地域営農係、専門普及係
西条中央地域農業改良普及センター丹原普及室	担い手対策係、地域営農係、専門普及係
今治中央地域農業改良普及センターしまなみ普及室	農村・担い手係、専門普及係
松山中央地域農業改良普及センター久万普及室	農村・担い手係、専門普及係
松山中央地域農業改良普及センター伊予普及室	担い手対策係、第一地域営農係、第二地域営農係、専門普及係
八幡浜中央地域農業改良普及センター大洲普及室	担い手対策係、第一地域営農係、第二地域営農係、専門普及係
八幡浜中央地域農業改良普及センター東宇和普及室	担い手対策係、第一地域営農係、第二地域営農係、専門普及係
宇和島中央地域農業改良普及センター鬼北普及室	地域営農係、専門普及係
宇和島中央地域農業改良普及センター御荘普及室	農村・担い手係、専門普及係

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則施行の際、次の表の左欄に掲げる職を命ぜられ、又は課に勤務若しくは兼務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ当該右欄に掲げる職を命ぜられ、又は課に勤務若しくは兼務を命ぜられたものとする。

総務部総務管理課担当係長	総務部管理局総務管理課担当係長
総務部総務管理課設備係長	総務部管理局総務管理課設備係長
総務部総務管理課財産係長	総務部管理局総務管理課財産係長
総務部総務管理課用品調達係長	総務部管理局総務管理課用品調達係長
総務部総務管理課	総務部管理局総務管理課
総務部秘書課担当係長	企画情報部秘書広報局秘書課担当係長
総務部秘書課	企画情報部秘書広報局秘書課
総務部人事課担当係長	総務部管理局人事課担当係長
総務部人事課組織定員係長	総務部管理局人事課組織定員係長
総務部人事課給与係長	総務部管理局人事課給与係長
総務部人事課職員厚生室福利健康係長	総務部管理局人事課職員厚生室福利健康係長
総務部人事課職員厚生室担当係長	総務部管理局人事課職員厚生室担当係長

総務部人事課職員厚生室年金係長	総務部管理局人事課職員厚生室年金係長	企画情報部県政広報課担当係長	県民環境部県民協働局県民活動推進課担当係長
総務部人事課職員厚生室共済係長	総務部管理局人事課職員厚生室共済係長	企画情報部県政広報課	企画情報部秘書広報局広報広聴課
総務部人事課	総務部管理局人事課	企画情報部交通対策課空港対策係長	企画情報部管理局交通対策課空港対策係長
総務部財政課	総務部管理局財政課	企画情報部交通対策課交通運輸係長	企画情報部管理局交通対策課交通運輸係長
総務部税務課直税係長	総務部管理局税務課直税係長	企画情報部交通対策課	企画情報部管理局交通対策課
総務部税務課間税係長	総務部管理局税務課間税係長	企画情報部ふるさと整備課ふるさと振興係長	総務部新行政推進局市町村課ふるさと振興係長
総務部税務課税務調査係長	総務部管理局税務課税務調査係長	企画情報部ふるさと整備課地域整備係長	総務部新行政推進局市町村課地域整備係長
総務部税務課	総務部管理局税務課	企画情報部ふるさと整備課担当係長	総務部新行政推進局市町村課担当係長
総務部市町村課行政係長	総務部新行政推進局市町村課行政係長	企画情報部統計課人口統計係長	企画情報部管理局統計課人口統計係長
総務部市町村課選挙係長	総務部新行政推進局市町村課選挙係長	企画情報部統計課消費統計係長	企画情報部管理局統計課消費統計係長
総務部市町村課財政係長	総務部新行政推進局市町村課財政係長	企画情報部統計課統計資料係長	企画情報部管理局統計課統計資料係長
総務部市町村課合併推進室合併推進係長	総務部新行政推進局市町村課合併推進室合併推進係長	企画情報部統計課システム第一係長	企画情報部管理局統計課システム第一係長
総務部市町村課	総務部新行政推進局市町村課	企画情報部統計課システム第二係長	企画情報部管理局統計課システム第二係長
総務部行政私学課法令係長	総務部管理局私学文書課法令係長	企画情報部統計課	企画情報部管理局統計課
総務部行政私学課文書係長	総務部管理局私学文書課文書係長	企画情報部情報政策課情報計画係長	企画情報部管理局情報政策課情報計画係長
総務部行政私学課行革・地方分権係長	総務部新行政推進局行政システム改革課行革・広域行政係長	企画情報部情報政策課担当係長	企画情報部管理局情報政策課担当係長
総務部行政私学課行政評価推進係長	総務部新行政推進局行政システム改革課システム改革係長	企画情報部情報政策課地域情報化係長	企画情報部管理局情報政策課地域情報化係長
総務部行政私学課電子申請推進係長	企画情報部管理局情報政策課電子申請推進係長	企画情報部情報政策課	企画情報部管理局情報政策課
総務部行政私学課	総務部管理局私学文書課	県民環境部県民交流課調整管理係長	県民環境部管理局県民交流課調整管理係長
企画情報部企画調整課調整管理係長	企画情報部管理局企画調整課調整管理係長	県民環境部県民交流課政策・予算係長	県民環境部管理局県民交流課政策・予算係長
企画情報部企画調整課政策・予算係長	企画情報部管理局企画調整課政策・予算係長	県民環境部県民交流課表彰係長	県民環境部管理局県民交流課表彰係長
企画情報部企画調整課担当係長	企画情報部管理局企画調整課担当係長	県民環境部県民交流課広域文化交流係長	県民環境部管理局県民交流課広域文化交流係長
企画情報部企画調整課企画係長	企画情報部管理局企画調整課企画係長	県民環境部県民交流課	県民環境部管理局県民交流課
企画情報部企画調整課広域政策係長	企画情報部管理局企画調整課広域政策係長	県民環境部国際交流課国際企画係長	企画情報部管理局国際交流課国際企画係長
企画情報部企画調整課	企画情報部管理局企画調整課	県民環境部国際交流課国際交流係長	企画情報部管理局国際交流課国際交流係長
企画情報部県政広報課報道係長	企画情報部秘書広報局広報広聴課報道係長	県民環境部国際交流課	企画情報部管理局国際交流課
企画情報部県政広報課情報公開係長	県民環境部県民協働局県民活動推進課情報公開係長	県民環境部消防防災安全課防災企画係長	県民環境部管理局消防防災安全課防災企画係長

県民環境部消防防災安全課防災情報係長	県民環境部管理局消防防災安全課防災情報係長	保健福祉部健康増進課地域看護係長	保健福祉部管理局保健福祉課医療対策室地域看護係長
県民環境部消防防災安全課高圧ガス係長	県民環境部管理局消防防災安全課高圧ガス係長	保健福祉部健康増進課	保健福祉部健康衛生局健康増進課
県民環境部消防防災安全課交通安全計画係長	県民環境部管理局消防防災安全課交通安全計画係長	保健福祉部児童福祉課児童施設係長	保健福祉部生きがい推進局子育て支援課児童・婦人施設係長
県民環境部消防防災安全課交通安全教育指導係長	県民環境部管理局消防防災安全課交通安全教育指導係長	保健福祉部児童福祉課担当係長	保健福祉部生きがい推進局子育て支援課担当係長
県民環境部消防防災安全課	県民環境部管理局消防防災安全課	保健福祉部児童福祉課	保健福祉部生きがい推進局子育て支援課
県民環境部男女共同参画局参画推進課事業係長	県民環境部県民協働局男女参画課事業係長	保健福祉部障害福祉課障害者施設係長	保健福祉部生きがい推進局障害福祉課障害者施設係長
県民環境部男女共同参画局参画推進課担当係長	県民環境部県民協働局男女参画課担当係長	保健福祉部障害福祉課身体障害者福祉係長	保健福祉部生きがい推進局障害福祉課身体障害者福祉係長
県民環境部男女共同参画局参画推進課	県民環境部県民協働局男女参画課	保健福祉部障害福祉課知的障害者福祉係長	保健福祉部生きがい推進局障害福祉課知的障害者福祉係長
県民環境部男女共同参画局生活課消費者保護係長	県民環境部県民協働局生活課消費者保護係長	保健福祉部障害福祉課精神障害者福祉係長	保健福祉部生きがい推進局障害福祉課精神障害者福祉係長
県民環境部男女共同参画局生活課	県民環境部県民協働局生活課	保健福祉部障害福祉課	保健福祉部生きがい推進局障害福祉課
県民環境部環境局環境政策課水質指導係長	県民環境部環境局環境政策課水環境係長	保健福祉部高齢者福祉課長寿社会係長	保健福祉部生きがい推進局長寿介護課長寿社会係長
県民環境部環境局廃棄物対策課循環型社会推進係長	県民環境部環境局廃棄物対策課計画推進係長	保健福祉部高齢者福祉課在宅福祉係長	保健福祉部生きがい推進局長寿介護課居宅介護係長
県民環境部環境局廃棄物対策課土壌汚染防止係長	県民環境部環境局環境政策課土壌汚染対策係長	保健福祉部高齢者福祉課老人施設係長	保健福祉部生きがい推進局長寿介護課施設介護係長
保健福祉部保健福祉課担当係長	保健福祉部管理局保健福祉課担当係長	保健福祉部高齢者福祉課担当係長	保健福祉部生きがい推進局長寿介護課担当係長
保健福祉部保健福祉課生活保護係長	保健福祉部管理局保健福祉課生活保護係長	保健福祉部高齢者福祉課国民健康保険室国保管理係長	保健福祉部生きがい推進局長寿介護課国民健康保険室国保管理係長
保健福祉部保健福祉課福祉振興係長	保健福祉部管理局保健福祉課福祉振興係長	保健福祉部高齢者福祉課国民健康保険室医療係長	保健福祉部生きがい推進局長寿介護課国民健康保険室医療係長
保健福祉部保健福祉課	保健福祉部管理局保健福祉課	保健福祉部高齢者福祉課	保健福祉部生きがい推進局長寿介護課
保健福祉部薬務衛生課薬事係長	保健福祉部健康衛生局薬務衛生課薬事係長	保健福祉部介護保険課指導管理係長	保健福祉部生きがい推進局長寿介護課介護保険管理係長
保健福祉部薬務衛生課製造指導係長	保健福祉部健康衛生局薬務衛生課製造指導係長	保健福祉部介護保険課	保健福祉部生きがい推進局長寿介護課
保健福祉部薬務衛生課麻薬毒劇物係長	保健福祉部健康衛生局薬務衛生課麻薬毒劇物係長	経済労働部商工流通課調整管理係長	経済労働部管理局産業政策課調整管理係長
保健福祉部薬務衛生課環境衛生係長	保健福祉部健康衛生局薬務衛生課環境衛生係長	経済労働部商工流通課担当係長	経済労働部管理局産業政策課担当係長
保健福祉部薬務衛生課食品衛生係長	保健福祉部健康衛生局薬務衛生課食品衛生係長	経済労働部商工流通課通商・海運係長	経済労働部管理局産業政策課通商・海運係長
保健福祉部薬務衛生課	保健福祉部健康衛生局薬務衛生課	経済労働部商工流通課貿易振興係長	経済労働部管理局産業政策課貿易振興係長
保健福祉部健康増進課感染症対策係長	保健福祉部健康衛生局健康増進課感染症対策係長	経済労働部商工流通課	経済労働部管理局産業政策課
保健福祉部健康増進課精神保健係長	保健福祉部健康衛生局健康増進課精神保健係長	経済労働部企業振興課経済計画係長	経済労働部管理局産業政策課経済計画係長
保健福祉部健康増進課特定疾患係長	保健福祉部健康衛生局健康増進課特定疾患係長	経済労働部企業振興課立地推進係長	経済労働部管理局産業政策課企業立地推進室立地推進係長
保健福祉部健康増進課母子保健係長	保健福祉部健康衛生局健康増進課母子保健係長	経済労働部企業振興課経済調査係長	経済労働部管理局産業政策課経済調査係長

経済労働部中小企業課金融係長	経済労働部産業支援局経営支援課金融係長	農林水産部農地整備課設計係長	農林水産部農業振興局農地整備課設計係長
経済労働部中小企業課技術振興係長	経済労働部産業支援局産業創出課技術振興係長	農林水産部農地整備課農道整備係長	農林水産部農業振興局農地整備課農道整備係長
経済労働部中小企業課産学官連携係長	経済労働部産業支援局産業創出課産学官連携係長	農林水産部農地整備課用水事業係長	農林水産部農業振興局農地整備課用水事業係長
経済労働部中小企業課地場産業係長	経済労働部産業支援局経営支援課地場産業係長	農林水産部農地整備課かんがい排水係長	農林水産部農業振興局農地整備課かんがい排水係長
経済労働部観光課観光計画係長	経済労働部観光推進局観光課観光計画係長	農林水産部農地整備課農地防災係長	農林水産部農業振興局農地整備課農地防災係長
経済労働部観光課観光推進係長	経済労働部観光推進局観光課観光推進係長	農林水産部農地整備課	農林水産部農業振興局農地整備課
経済労働部観光課イベント推進室総務・広報係長	経済労働部観光推進局町並博推進課総務・渉外係長	農林水産部農業経営課農地活用係長	農林水産部農業振興局農業経営課農地活用係長
経済労働部観光課イベント推進室イベント推進係長	経済労働部観光推進局町並博推進課イベント推進室イベント推進第一係長	農林水産部農業経営課担い手育成係長	農林水産部農業振興局農業経営課担い手育成係長
経済労働部観光課	経済労働部観光推進局観光課	農林水産部農業経営課経営情報係長	農林水産部農業振興局農業経営課経営情報係長
経済労働部労政雇用課労働福祉係長	経済労働部管理局労政雇用課労働福祉係長	農林水産部農業経営課生産環境係長	農林水産部農業振興局農業経営課生産環境係長
経済労働部労政雇用課職業訓練係長	経済労働部管理局労政雇用課職業訓練係長	農林水産部農業経営課専門技術員	農林水産部農業振興局農業経営課専門技術員
経済労働部労政雇用課雇用対策室雇用企画係長	経済労働部管理局労政雇用課雇用対策室雇用企画係長	農林水産部農業経営課担当係長	農林水産部農業振興局農業経営課担当係長
経済労働部労政雇用課	経済労働部管理局労政雇用課	農林水産部農業経営課	農林水産部農業振興局農業経営課
農林水産部農政課政策・予算係長	農林水産部管理局農政課政策・予算係長	農林水産部農産園芸課流通加工係長	農林水産部農業振興局農産園芸課流通加工係長
農林水産部農政課担当係長	農林水産部管理局農政課担当係長	農林水産部農産園芸課担当係長	農林水産部農業振興局農産園芸課担当係長
農林水産部農政課企画係長	農林水産部管理局農政課企画係長	農林水産部農産園芸課食糧係長	農林水産部農業振興局農産園芸課食糧係長
農林水産部農政課地域振興計画係長	農林水産部管理局農政課地域振興計画係長	農林水産部農産園芸課花き特作係長	農林水産部農業振興局農産園芸課花き特作係長
農林水産部農政課	農林水産部管理局農政課	農林水産部農産園芸課	農林水産部農業振興局農産園芸課
農林水産部団体指導課農協係長	農林水産部管理局農業経済課農協係長	農林水産部畜産課酪農振興係長	農林水産部農業振興局畜産課酪農振興係長
農林水産部団体指導課共済係長	農林水産部管理局農業経済課共済係長	農林水産部畜産課家畜衛生係長	農林水産部農業振興局畜産課家畜衛生係長
農林水産部団体指導課農林業金融係長	農林水産部管理局農業経済課金融係長	農林水産部畜産課	農林水産部農業振興局畜産課
農林水産部団体指導課検査第二係長	農林水産部管理局農業経済課検査係長	農林水産部林業政策課森林山村係長	農林水産部森林局林業政策課林業企画係長
農林水産部団体指導課	農林水産部管理局農業経済課	農林水産部林業政策課林道整備係長	農林水産部森林局林業政策課林道整備係長
農林水産部農地整備課事業管理係長	農林水産部農業振興局農地整備課事業管理係長	農林水産部林業政策課林業専門技術員	農林水産部森林局林業政策課林業専門技術員
農林水産部農地整備課用地管理係長	農林水産部農業振興局農地整備課用地管理係長	農林水産部林業政策課	農林水産部森林局林業政策課
農林水産部農地整備課換地指導係長	農林水産部農業振興局農地整備課換地指導係長	農林水産部森林整備課保護緑化係長	農林水産部森林局森林整備課保護緑化係長
農林水産部農地整備課計画係長	農林水産部農業振興局農地整備課計画係長	農林水産部森林整備課林地保全係長	農林水産部森林局森林整備課林地保全係長

農林水産部森林整備課治山係長	農林水産部森林局森林整備課治山係長
農林水産部森林整備課水源林整備係長	農林水産部森林局森林整備課水源林整備係長
農林水産部森林整備課県有林整備係長	農林水産部森林局森林整備課公有林整備係長
農林水産部森林整備課	農林水産部森林局森林整備課
土木部土木管理課政策・予算係長	土木部管理局土木管理課政策・予算係長
土木部土木管理課担当係長	土木部管理局土木管理課担当係長
土木部土木管理課契約係長	土木部管理局土木管理課契約係長
土木部土木管理課建設業係長	土木部管理局土木管理課建設業係長
土木部土木管理課砂利採石係長	土木部管理局土木管理課砂利採石係長
土木部土木管理課技術企画室担当係長	土木部管理局土木管理課技術企画室担当係長
土木部土木管理課技術企画室システム管理係長	土木部管理局土木管理課技術企画室システム管理係長
土木部土木管理課	土木部管理局土木管理課
土木部用地課用地第一係長	土木部管理局用地課用地第一係長
土木部用地課収用係長	土木部管理局用地課収用係長
土木部用地課高速道路用地係長	土木部管理局用地課高速道路用地係長
土木部用地課担当係長	土木部管理局用地課担当係長
土木部用地課	土木部管理局用地課
東京事務所総務課庶務係長	東京事務所行政課庶務係長
東京事務所振興課振興第二係長	東京事務所行政課行政係長
西条地方局伊予三島地域農業改良普及センター地域振興課農村・担い手係長	西条地方局西条中央地域農業改良普及センター伊予三島普及室担い手対策係長
西条地方局伊予三島地域農業改良普及センター地域振興課地域係長	西条地方局西条中央地域農業改良普及センター伊予三島普及室地域営農係長
西条地方局伊予三島地域農業改良普及センター専門技術課専門普及係長	西条地方局西条中央地域農業改良普及センター伊予三島普及室専門普及係長
西条地方局西条中央地域農業改良普及センター地域振興課第二地域係長	西条地方局西条中央地域農業改良普及センター地域農業課地域営農係長
西条地方局丹原地域農業改良普及センター企画調整課女性・高齢者係長	西条地方局西条中央地域農業改良普及センター丹原普及室担い手対策係長
西条地方局丹原地域農業改良普及センター地域振興課第二地域係長	西条地方局西条中央地域農業改良普及センター丹原普及室地域営農係長
西条地方局丹原地域農業改良普及センター専門技術課畜産係長	西条地方局西条中央地域農業改良普及センター丹原普及室専門普及係長
製紙試験場担当係長	紙産業研究センター総務課庶務係長

今治地方局今治中央地域農業改良普及センター企画調整課企画係長	今治地方局今治中央地域農業改良普及センター普及企画課企画調整係長
今治地方局今治中央地域農業改良普及センター地域振興課第二地域係長	今治地方局今治中央地域農業改良普及センター地域農業課地域営農係長
松山地方局産業経済部第一土地改良課団体指導第一係長	松山地方局産業経済部第一土地改良課団体指導係長
松山地方局松山中央地域農業改良普及センター地域振興課第三地域係長	松山地方局松山中央地域農業改良普及センター地域農業課第二地域営農係長
松山地方局松山中央地域農業改良普及センター専門技術課農産園芸係長	松山地方局松山中央地域農業改良普及センター産地育成課農産園芸係長
松山地方局久万地域農業改良普及センター専門技術課専門普及係長	松山地方局松山中央地域農業改良普及センター久万普及室専門普及係長
松山地方局伊予地域農業改良普及センター企画調整課女性・高齢者係長	松山地方局松山中央地域農業改良普及センター伊予普及室担い手対策係長
松山地方局伊予地域農業改良普及センター地域振興課第二地域係長	松山地方局松山中央地域農業改良普及センター伊予普及室第二地域営農係長
松山地方局伊予地域農業改良普及センター専門技術課農産園芸係長	松山地方局松山中央地域農業改良普及センター伊予普及室専門普及係長
衛生環境研究所環境研究課環境調査室環境調査科長	衛生環境研究所環境研究課環境監視室環境監視科長
八幡浜地方局産業経済部第二土地改良課南予用水第三係長	八幡浜地方局産業経済部第二土地改良課南予用水第二係長
八幡浜地方局大洲地域農業改良普及センター専門技術課畜産係長	八幡浜地方局八幡浜中央地域農業改良普及センター大洲普及室専門普及係長
八幡浜地方局八幡浜中央地域農業改良普及センター地域振興課第一地域係長	八幡浜地方局八幡浜中央地域農業改良普及センター地域農業課第一地域営農係長
八幡浜地方局八幡浜中央地域農業改良普及センター地域振興課第二地域係長	八幡浜地方局八幡浜中央地域農業改良普及センター地域農業課第二地域営農係長
八幡浜地方局八幡浜中央地域農業改良普及センター専門技術課専門普及係長	八幡浜地方局八幡浜中央地域農業改良普及センター産地育成課農畜産係長
八幡浜地方局東宇和地域農業改良普及センター地域振興課第二地域係長	八幡浜地方局八幡浜中央地域農業改良普及センター東宇和普及室第二地域営農係長
宇和島地方局宇和島中央地域農業改良普及センター企画調整課企画係長	宇和島地方局宇和島中央地域農業改良普及センター普及企画課企画調整係長
宇和島地方局宇和島中央地域農業改良普及センター地域振興課第三地域係長	宇和島地方局宇和島中央地域農業改良普及センター地域農業課地域営農係長
宇和島地方局宇和島中央地域農業改良普及センター専門技術課畜産係長	宇和島地方局宇和島中央地域農業改良普及センター産地育成課畜産係長
宇和島地方局御荘地域農業改良普及センター専門技術課専門普及係長	宇和島地方局宇和島中央地域農業改良普及センター御荘普及室専門普及係長

○愛媛県規則第38号

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則

愛媛県職員の職の設置規則（昭和48年愛媛県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条の表知事の事務部局の部本庁の項職の欄中「、次長」を削り、「部付」の下に「、技術監」を加え、「NPO・ボランティア推進監」を「原子力安全対策推進監」に改め、同部地方機関の項同欄中「工事検査専門員」の下に「、農業

改良専門員」を加える。

第4条の表知事の事務部局の部地方機関の項職の欄中「主任技術員」の下に「主任技能員」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第39号

組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成15年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(保育士試験規則の一部改正)

第1条 保育士試験規則(昭和24年愛媛県規則第10号)の一部を次のように改正する。

第7条中「児童福祉課」を「生きがい推進局子育て支援課」に改める。

(狂犬病予防法施行細則の一部改正)

第2条 狂犬病予防法施行細則(昭和25年愛媛県規則第84号)の一部を次のように改正する。

第2条中「業務衛生課及び保健所」を「健康衛生局業務衛生課、保健所及び動物愛護センター」に改める。

(愛媛県毒物劇物取扱者試験規則の一部改正)

第3条 愛媛県毒物劇物取扱者試験規則(昭和26年愛媛県規則第26号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「2名以内」を「1名」に改める。

第2条中「主管部長」を「主管局長」に改め、「(主管部に次長を置く場合は、次長及び課長)」を削る。

第3条第2項後段を削る。

(愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部改正)

第4条 愛媛県県税賦課徴収条例施行規則(昭和29年愛媛県規則第38号)の一部を次のように改正する。

第5条第6項中「総務部」を「総務部管理局」に改める。

(愛媛県庁舎管理規則の一部改正)

第5条 愛媛県庁舎管理規則(昭和34年愛媛県規則第36号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「総務部」を「総務部管理局」に改める。

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第6条 児童福祉法施行細則(昭和35年愛媛県規則第29号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項第5号中「する施設」の下に「(以下「認可外保育施設」という。)」を加え、「第59条第3項」を「第59条第4項の規定による公表及び同条第5項」に改め、同項中第11号を第17号とし、第6号から第10号までを6号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の6号を加える。

(6) 法第59条第3項の規定による認可外保育施設の設置者に対する勧告に関すること。

(7) 法第59条第7項の規定による市町村長への通知に関すること(法第59条第3項の規定による認可外保育施設の設置者に対する勧告に係るものに限る。)

(8) 法第59条の2第1項及び第2項の規定による認可外

保育施設に係る届出の受理に関すること。

(9) 法第59条の2第3項の規定による市町村長への通知に関すること。

(10) 法第59条の2の5第1項の規定による認可外保育施設に係る報告の受理に関すること。

(11) 法第59条の2の5第2項の規定による市町村長への通知に関すること。

(愛媛県予算の編成及び執行に関する規則の一部改正)

第7条 愛媛県予算の編成及び執行に関する規則(昭和39年愛媛県規則第48号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「の新設を必要とするときは総務部長に合議し、知事の承認を受け、」を「又は」に、「総務部長の」を「、総務部長の」に改める。

(愛媛県用品調達規則の一部改正)

第8条 愛媛県用品調達規則(昭和41年愛媛県規則第22号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「総務部」を「総務部管理局」に改める。

第6条第2項中「総務部長」を「総務部管理局長」に改める。

(愛媛県自動販売機の適正な設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第9条 愛媛県自動販売機の適正な設置及び管理に関する条例施行規則(昭和52年愛媛県規則第52号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「保健福祉部」を「県民環境部、保健福祉部」に改める。

(愛媛県貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部改正)

第10条 愛媛県貸金業の規制等に関する法律施行細則(昭和58年愛媛県規則第52号)の一部を次のように改正する。

第3条中「中小企業課内」を「産業支援局経営支援課内」に改める。

(愛媛県浄化槽工事業者登録簿閲覧規則の一部改正)

第11条 愛媛県浄化槽工事業者登録簿閲覧規則(昭和60年愛媛県規則第49号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び別表場所の欄中「土木部」を「土木部管理局」に改める。

(愛媛県執務時間規則の一部改正)

第12条 愛媛県執務時間規則(平成元年愛媛県規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表中「愛媛県健康増進センター」を「愛媛県健康増進センター」に改める。

「愛媛県健康増進センター」に改める。

(愛媛県公文書公開審査会規則の一部改正)

第13条 愛媛県公文書公開審査会規則(平成10年愛媛県規則第57号)の一部を次のように改正する。

第5条中「企画情報部県政広報課」を「県民環境部県民協働局県民活動推進課」に改める。

(特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正)

第14条 特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成10年愛媛県規則第58号)の一部を次のように改正する。

第3条中「県民交流課」を「県民協働局県民活動推進課」に改める。

(愛媛県外部監査人の資格を証する書面閲覧規則の一部改正)

第15条 愛媛県外部監査人の資格を証する書面閲覧規則(平成11年愛媛県規則第17号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「人事課」を「管理局人事課」に改める。

(愛媛県個人情報保護審議会規則の一部改正)

第16条 愛媛県個人情報保護審議会規則(平成13年愛媛県規則第58号)の一部を次のように改正する。

第5条中「企画情報部県政広報課」を「県民環境部県民協働局県民活動推進課」に改める。

(愛媛県男女共同参画推進条例施行規則の一部改正)

第17条 愛媛県男女共同参画推進条例施行規則(平成14年愛媛県規則第14号)の一部を次のように改正する。

第10条及び第16条中「男女共同参画局参画推進課」を「県民協働局男女参画課」に改める。

(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正)

第18条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則(平成14年愛媛県規則第46号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項及び別表1の項中「愛媛県土木部」を「愛媛県土木部管理局」に改める。

(愛媛県女性職業センター使用規則の廃止)

第19条 愛媛県女性職業センター使用規則(昭和52年愛媛県規則第19号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

愛 媛 県 告示第 828 号
愛媛県公営企業管理局

愛媛県特定調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年4月愛媛県告示第1号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成15年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行
愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

第8条中「総務部」を「総務部管理局」に改める。

○愛媛県告示第 829 号

愛媛県知事の資産等報告書等の閲覧に関する要綱(平成7年12月愛媛県告示第1603号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成15年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行
第2条中「愛媛県企画情報部県政広報課」を「愛媛県県民

環境部県民協働局県民活動推進課」に改める。

○愛媛県告示第 830 号

愛媛県個人情報保護条例第25条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報(平成14年3月愛媛県告示第701号)の一部を次のように改正する。

平成15年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

表を次のように改める。

試験等の名称	開示する内容	口頭による開示請求をすることができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所
愛媛県職員(選考職)採用試験	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月間	総務部管理局人事課
愛媛県臨時職員採用試験	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月間	総務部管理局人事課(地方局が実施した採用試験にあっては、当該地方局の総務調整課)
甲種火薬類取扱保安責任者試験、乙種火薬類取扱保安責任者試験及び丙種火薬類製造保安責任者試験	課目別得点及び総合得点	合格発表の日から1月間	県民環境部管理局消防防災安全課
狩猟免許試験	知識試験及び技能試験の得点並びに適性試験の結果	合格発表の日から1月間	地方局産業経済部林業課、伊予三島林業課、丹原林業課、久万林業課、大洲林業課、宇和林業課又は御荘林業課のうち、開示請求をする者が受験した試験場の所在地を管轄する課
歯科技工士試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から1月間	保健福祉部管理局保健福祉課医療対策室
愛媛県立歯科技術専門学校入学試験	一般入学試験にあっては科目別得点及び総合得点、推薦入学試験にあっては小論文の得点及び総合得点	合格発表の日から1月間	愛媛県立歯科技術専門学校
准看護師試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から1月間	保健福祉部管理局保健福祉課医療対策室
愛媛県立伊予三島看護専門学校入学試験	一般入学試験にあっては科目別得点及び総合得点、推薦入学試験にあっては小論文の得点及び総合得点	合格発表の日から1月間	愛媛県立伊予三島看護専門学校
薬種商販売業認定試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から1月間	保健福祉部健康衛生局薬務衛生課
毒物劇物取扱者試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から1月間	保健福祉部健康衛生局薬務衛生

クリーニング師試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から1月間	保健福祉部健康衛生局業務衛生課
製菓衛生師試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から1月間	保健福祉部健康衛生局業務衛生課
調理師試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から1月間	保健福祉部健康衛生局業務衛生課
ふく取扱者試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から1月間	保健福祉部健康衛生局業務衛生課
保育士試験	科目別得点	合格発表の日から1年間	保健福祉部生きがい推進局子育て支援課
愛媛県立保育専門学校入学試験	科目別得点、面接試験得点及び総合得点並びに順位	合格発表の日から1月間	愛媛県立保育専門学校
愛媛県立医療技術短期大学一般入学試験	科目別得点及び総合得点並びに順位	合格発表の日から1月間	愛媛県立医療技術短期大学
愛媛県立高等技術専門学校入校選考	筆記試験の科目別得点及び総合得点	合格発表の日から1月間	愛媛県立高等技術専門学校
職業訓練指導員試験	科目別得点	合格発表の日から1月間	経済労働部管理局労政雇用課
技能検定	科目別得点	合格発表の日から1月間	経済労働部管理局労政雇用課
愛媛県立農業大学校入学試験	科目別得点及び総合得点並びに面接試験の総合得点	合格発表の日から1月間	愛媛県立農業大学校
海外派遣農業研修生選考	学力試験の得点	選考発表の日から1月間	農林水産部農業振興局農業経営課
改良普及員資格試験	筆記試験の項目別得点及び口述試験の評価	合格発表の日から1月間	農林水産部農業振興局農業経営課
農薬管理指導士認定試験	得点	合格発表の日から1月間	農林水産部農業振興局農業経営課
農業機械利用技能者技能検定試験	学科試験の得点及び実技試験の可否	合格発表の日から1月間	農林水産部農業振興局農業経営課
家畜人工授精師養成講習会修業試験	科目別得点	合格発表の日から1月間	農林水産部農業振興局畜産課
林業改良指導員資格試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から1月間	農林水産部森林局林業政策課
砂利採取業務主任者試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から1月間	土木部管理局土木管理課
採石業務管理者試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から1月間	土木部管理局土木管理課

○愛媛県告示第 831 号

愛媛県青少年保護審議会規程（昭和42年12月愛媛県告示第1050号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成15年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

第7条中「保健福祉部児童福祉課」を「県民環境部県民協働局県民活動推進課」に改める。

○愛媛県告示第 832 号

愛媛県消費者保護審議会規程（昭和50年7月愛媛県告示第721号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成15年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

第7条中「男女共同参画局生活課」を「県民協働局生活課」に改める。

○愛媛県告示第 833 号

愛媛県消費者苦情処理審査会規程（昭和50年7月愛媛県告示第722号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成15年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

第7条中「男女共同参画局生活課」を「県民協働局生活課」に改める。

○愛媛県告示第 834 号

愛媛県人権施策推進協議会規程（平成13年3月愛媛県告示第605号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成15年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

第5条中「保健福祉部」を「県民環境部県民協働局」に改める。

○愛媛県告示第 835 号

愛媛県売春防止対策本部設置規程（昭和33年1月愛媛県告示第80号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成15年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

第8条中「保健福祉課」を「生きがい推進局子育て支援課」に改める。

○愛媛県告示第 836 号

クリーニング師等の試験施行規程（昭和25年10月愛媛県告示第508号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成15年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

第2条第1項中「保健福祉部長」を「保健福祉部健康衛生局長」に改める。

○愛媛県告示第 837 号

愛媛県大規模小売店舗立地審議会規程（平成12年5月愛媛県告示第918号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成15年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

第6条中「商工流通課」を「産業支援局経営支援課」に改める。

○愛媛県告示第838号

基準点測量成果の写の保管閲覧等に関する規程（昭和31年7月愛媛県告示第422号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成15年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

第3条第1項中「農政課」を「管理局農政課」に改める。

○愛媛県告示第839号

改良普及員の駐在所の位置、名称及び担当区域の決定（昭和48年4月愛媛県告示第376号）の一部を次のように改正する。

平成15年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

表担当区域の欄中「岩城村」の下に「、魚島村、弓削町及

「宇和島中央地域農業改良普及センター
八幡浜中央地域農業改良普及センター
八幡浜中央地域農業改良普及センター
久万地域農業改良普及センター
久万地域農業改良普及センター
東宇和地域農業改良普及センター
東宇和地域農業改良普及センター

び生名村」を加え、同表中

センター改良普及員日吉駐在所 日吉村日吉村
センター改良普及員瀬戸駐在所 瀬戸町瀬戸町
センター改良普及員三崎駐在所 三崎町三崎町
改良普及員面河駐在所 面河村面河村
改良普及員小田駐在所 小田町小田町
一改良普及員明浜駐在所 明浜町明浜町
一改良普及員城川駐在所 城川町城川町

を削る。

○愛媛県告示第840号

愛媛県総合園芸振興審議会規程（昭和32年5月愛媛県告示第428号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成15年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

第9条中「農産園芸課」を「農業振興局農産園芸課」に改める。

○愛媛県告示第841号

愛媛県林業改良指導員資格試験審査委員会規程（昭和33年8月愛媛県告示第718号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成15年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

第1条中「第5条第2項」を「第6条第2項」に改める。

第2条中「職員課長、林業振興課長」を「人事課長、林業政策課長」に改める。

第5条中「森林林業課」を「森林局林業政策課」に改める。

○愛媛県告示第842号

測量業者登録簿閲覧所の名称及び場所（昭和37年1月愛媛県告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成15年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

表場所の欄中「愛媛県土木部土木管理課」を「愛媛県土木部管理局土木管理課」に改める。

○愛媛県告示第843号

愛媛県建設業者提出書類閲覧所の設置（昭和47年3月愛媛県告示第291号）の一部を次のように改正する。

平成15年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

表位置の欄中「愛媛県土木部土木管理課」を「愛媛県土木部管理局土木管理課」に改める。

訓 令

○愛媛県訓令第9号

庁 中 一 般

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令

愛媛県処務細則（昭和29年愛媛県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第11条の見出し中「及び次長」を削り、同条第2項を削る。

第11条の2を次のように改める。

（局長）

第11条の2 管理局長は、部長を補佐し、部内の調整を行うとともに、上司の命を受け、管理局の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

2 新行政推進局長、秘書広報局長、県民協働局長、環境局長、健康衛生局長、生きがい推進局長、産業支援局長、観光推進局長、農業振興局長、森林局長、水産局長、河川港湾局長及び道路都市局長は、上司の命を受け、それぞれ新行政推進局、秘書広報局、県民協働局、環境局、健康衛生局、生きがい推進局、産業支援局、観光推進局、農業振興局、森林局、水産局、河川港湾局及び道路都市局の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

第11条の5を第11条の6とし、第11条の4を第11条の5とし、第11条の3を第11条の4とし、第11条の2の次に次の1条を加える。

（技術監）

第11条の3 技術監は、技術に関して局長を補佐する。

第12条第2項を次のように改める。

2 原子力安全対策推進監は、上司の命を受け、伊方原子力

発電所及びその周辺の安全対策の推進に関する事務を調整し、整理するとともに、環境政策課に係る当該事務を掌理し、同課の当該事務を担当する職員を指揮監督する。

第20条第2項中「次長（男女共同参画局長、環境局長、水産局長、河川港湾局長及び道路都市局長を含む。）」を「局長、技術監」に改め、「NPO・ボランティア推進監」を「原子力安全対策推進監」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第10号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第9号を次のように改める。

(9) 青少年の健全育成に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

第2条第2項第12号及び第13号を次のように改める。

(12) 地方改善対策事業に関すること。

(13) 人権啓発に関すること。

第2条第4項第11号中「青少年」を「児童」に改め、同項第12号中「婦人」を「女性」に改め、同項第16号を次のように改め、同項第16号の2を削る。

(16) 削除

第4条第1項中第16号を第17号とし、第6号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 中小企業振興資金に関すること。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第11条中「、ダム管理事務所及び中山川ダム建設事務所」を「及びダム管理事務所」に改める。

第12条第5項中「、ダム管理事務所長及び中山川ダム建設事務所長」を「及びダム管理事務所長」に改め、同条第22項中「第10条第3項」を「第13条第3項」に改める。

第13条第2項第12号を次のように改める。

(12) 削除

第13条第2項第12号の2を削り、同項第71号の5中「愛媛県無認可保育施設指導監督要綱（昭和56年9月7日制定）」を「愛媛県認可外保育施設指導監督要綱（平成14年9月26日制定）」に、「指導又は勧告」を「指導監督」に改め、同項第77号中「第18条第4項第3号」を「第17条の3第1項の規定によるあつせん、調整若しくは要請又は同法第18条第3項」に改め、同項第81号の次に次の1号を加える。

(81)の2 知的障害者福祉法第11条第1項第1号の規定に基づく連絡調整等（同法第15条の4第1項の規定によるあつせん、調整若しくは要請又は同法第16条第1項第2号の措置に係るものを除く。）に関すること。

第13条第4項中第1号の16を第1号の17とし、第1号の2から第1号の15までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(1)の2 中小企業振興資金の融資対象者の認定に関すること。

第13条第4項第6号中「第2条第1項」を「第3条第1項」に改め、同項第8号中「及び第10条」を削り、同項第9号中「第11条」を「第10条」に改め、同項第15号の次に次の1号を加える。

(15)の2 養ほう振興法第4条第1項の規定に基づく県外からのみつばちの転飼の許可に関すること。

第13条第4項第19号中「伐採」を「伐採等」に改め、「こと」の下に「（2以上の地方局の所管区域にわたるものを除く。）」を加え、同項第20号から第22号の2までの規定中「こと」の下に「（2以上の地方局の所管区域にわたるものを除く。）」を加え、同項第48号を次のように改める。

(48) 県営土地改良事業に係る分担金及び負担金の徴収に関すること。

第13条第4項第49号ア中「6月」を「1年」に改め、同号ウ中「5,000円」を「1万円」に改め、同項第61号の3から第61号の5までを削り、同項第61号の6中「第19条第1項」を「第24条第1項」に改め、同号を同項第61号の3とし、同項第61号の7を同項第61号の4とし、同号の次に次の1号を加える。

(61)の5 青年漁業者資金に係る青年漁業者の認定に関すること。

第13条第4項に次の2号を加える。

(67) 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第4項の規定に基づく海獲努力量等の報告に係る処理に関すること。

(68) 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第18条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。

第13条第5項第3号エの次に次のように加える。

オ 都市計画法第32条の規定に基づく同意をすること。

第13条第5項第33号中「愛媛県砂防指定地管理規則」を「愛媛県砂防指定地管理条例」に、「及び第5条第2項」を「、第6条、第7条第2項及び第8条第1項」に改め、同号ただし書中「の承認又はこれ」を削り、同号の次に次の2号を加える。

(33)の2 次に掲げるものについて愛媛県砂防指定地管理条例第5条第1項、第6条、第7条第2項及び第8条第1項の規定に基づく権限を行うこと。

ア 占用期間が1年以下のもの

イ 占用面積が1,000平方メートル以下のもの

ウ 現に占用を許可しているものの継続に係るもの

(33)の3 愛媛県砂防指定地管理条例第9条、第10条、第12条第2項及び第13条の規定に基づく届出の受理及び処理に関すること。

第13条第5項第40号中「第36条第1項第3号ハ」を「第36条第1項第3号ホ」に改め、同項第60号の3中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関

する法律」の下に「(以下「建築促進法」という。)」を加え、「指導及び助言」を「措置命令」に改め、同項第60号の4中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」を「建築促進法」に、「指示」を「要請」に改め、同項第60号の5中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」を「建築促進法」に改め、同項中第60号の25を第60号の33とし、第60号の17から第60号の24までを8号ずつ繰り下げ、第60号の16を第60号の17とし、同号の次に次の7号を加える。

(60)の18 建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐震改修促進法」という。)第4条第1項の規定に基づく指導及び助言に関すること。

(60)の19 耐震改修促進法第4条第2項の規定に基づく指示に関すること。

(60)の20 耐震改修促進法第4条第3項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。

(60)の21 耐震改修促進法第5条第1項の規定に基づく計画の認定の申請の受理に関すること。

(60)の22 耐震改修促進法第6条第1項の規定に基づく計画変更の認定の申請の受理に関すること。

(60)の23 耐震改修促進法第7条の規定に基づく報告の徴収に関すること。

(60)の24 エネルギーの使用の合理化に関する法律第15条の2第1項の規定に基づく届出の受付に関すること。

第13条第5項中第60号の15を第60号の16とし、第60号の9から第60号の14までを1号ずつ繰り下げ、同項第60号の8中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第7条」を「建築促進法第10条」に改め、同号を同項第60号の9とし、同項第60号の7中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第6条第1項」を「建築促進法第7条第1項」に改め、同号を同項第60号の8とし、同項第60号の6中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第5条第1項」を「建築促進法第6条第1項」に改め、同号を同項第60号の7とし、同項第60号の5の次に次の1号を加える。

(60)の6 建築促進法第5条第3項の規定に基づく指導及び助言に関すること。

第13条第5項第73号の2中「第31条の2第2項第10号八、第62条の3第4項第10号八」を「第31条の2第2項第11号八、第62条の3第4項第11号八」に改め、同項第74号中「第31条の2第2項第11号二、第62条の3第4項第11号二」を「第31条の2第2項第12号二、第62条の3第4項第12号二」に改める。

第14条第1項第4号の3中「、私事旅行」を削り、同項第5号を次のように改める。

(5) 削除

第14条第1項第6号の3中「、ダム管理事務所及び中山川ダム建設事務所」を「及びダム管理事務所」に改め、同条第2項第8号及び第9号を次のように改める。

(8)及び(9) 削除

第14条第2項第10号中「貯蓄奨励」を「金融に係る消費者

知識の普及」に改め、同項第11号の次に次の3号を加える。

(11)の2 自然公園内における行為の許可、届出等に関すること。

(11)の3 自然環境保全地域内における行為の許可、届出等に関すること。

(11)の4 自然海浜保全地区内における行為の届出等に関すること。

第14条第3項第6号を次のように改める。

(6) 削除

第14条第5項第3号中「第2条第1項第1号」の下に「及び第4号」を加え、同項第5号を次のように改める。

(5) 農業改良資金助成法第7条第1項の規定に基づく貸付資格の認定に関すること。

第14条第5項第27号の次に次の2号を加える。

(27)の2 土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定に基づく県営土地改良事業に係る市町村が負担すべき金額に係る意見の聴取に関すること。

(27)の3 県営土地改良事業に係る分担金及び負担金の徴収額の決定に関すること。

第14条第5項に次の6号を加える。

(34) 遊漁船業の適正化に関する法律第3条第1項及び第2項並びに第5条の規定に基づく遊漁船業者の登録に関すること。

(35) 遊漁船業の適正化に関する法律第6条の規定に基づく遊漁船業者の登録の拒否に関すること。

(36) 遊漁船業の適正化に関する法律第7条第1項及び第2項の規定に基づく遊漁船業者の変更の届出の受理及び届出事項の登録に関すること。

(37) 遊漁船業の適正化に関する法律第8条の規定に基づく遊漁船業者登録簿の閲覧に関すること。

(38) 遊漁船業の適正化に関する法律第9条第1項及び第10条の規定に基づく遊漁船業者の廃業等の届出の受理及び登録の抹消に関すること。

(39) 遊漁船業の適正化に関する法律第11条第1項の規定に基づく遊漁船業者の業務規程の届出及び変更の届出の受理に関すること。

第14条第8項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 地方局長は、前項第27号の2及び第27号の3に規定する事項を専決処理したときは、その都度知事に報告しなければならない。

第16条第1項第2号中「、私事旅行(所長の県外私事旅行を除く。)」を削り、同項第13号の2中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」を「建築促進法」に、「指導及び助言」を「措置命令」に改め、同項第13号の3中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」を「建築促進法」に、「指示」を「要請」に改め、同項第13号の4中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」を「建築促進法」に改め、同項中第13号の15を第13号の16とし、第13号の8から第13号の14までを1号ずつ繰り下げ、同項第13号の7中「高齢者、身体障害

者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第7条」を「建築促進法第10条」に改め、同号を同項第13号の8とし、同項第13号の6中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第6条第1項」を「建築促進法第7条第1項」に改め、同号を同項第13号の7とし、同項第13号の5中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第5条第1項」を「建築促進法第6条第1項」に改め、同号を同項第13号の6とし、同項第13号の4の次に次の1号を加える。

- (13)の5 建築促進法第5条第3項の規定に基づく指導及び助言に関すること。
第16条第1項第13号の16の次に次の7号を加える。
- (13)の17 耐震改修促進法第4条第1項の規定に基づく指導及び助言に関すること。
- (13)の18 耐震改修促進法第4条第2項の規定に基づく指示に関すること。
- (13)の19 耐震改修促進法第4条第3項の規定に基づく報告

の徴収及び立入検査に関すること。

- (13)の20 耐震改修促進法第5条第1項の規定に基づく計画の認定の申請の受理に関すること。
 - (13)の21 耐震改修促進法第6条第1項の規定に基づく計画変更の認定の申請の受理に関すること。
 - (13)の22 耐震改修促進法第7条の規定に基づく報告の徴収に関すること。
 - (13)の23 エネルギーの使用の合理化に関する法律第15条の2第1項の規定に基づく届出の受付に関すること。
- 第16条第1項第14号中「第31条の2第2項第10号八、第62条の3第4項第10号八」を「第31条の2第2項第11号八、第62条の3第4項第11号八」に改め、同項第22号中「第36条第1項第3号八」を「第36条第1項第3号ホ」に改め、同条第3項第2号中「、私事旅行（所長の県外私事旅行を除く。）」を削り、同条第4項及び第5項を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第11号

各 地 方 機 関

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第1条並びに第2条第1号及び第3号中「、中山川ダム建設事務所長」を削る。

第5条第1項の表局長の権限に属する事務の部局長の項代決者の欄中

「 中山川ダム建設事務所長 （中山川ダム建設事務所 に係る事務に限る。） 」
--

を削り、同部部長の項同欄中

「 中山川ダム建設事務所長 （中山川ダム建設事務所 に係る事務に限る。） 」	
--	--

を削り、同表中山川ダム建設事務所長の権限に属する事務の部を削る。

別表第1 4の部1の項(1)事項の欄中「、私事旅行」を削り、同項(1)イ同欄中「、ダム管理事務所長及び中山川ダム建設事務所長」を「及びダム管理事務所長」に改め、「及び県外私事旅行」を削り、同項(1)ウ(7)同欄中「、休暇及び私事旅行」を「及び休暇」に改め、同部3の項(1)同欄中「及び県外私事旅行」を削り、同表9の部4の項同欄中「第17条第3項、第18条第3項及び第18条の2第3項」を「第13条第3項、第14条第3項及び第24条第3項」に、「第17条第6項」を「第13条第6項」に、「第18条第6項」を「第14条第6項」に、「第18条の2第6項」を「第24条第6項」に、「第20条第1項」を「第26条第1項」に改める。

別表第2 県民生活課の表3の部中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項を3の項とし、5の項を4の項とし、同表中26の部を29の部とし、18の部から25の部までを3ずつ繰り下げ、同表17の部1の項中「自然海浜の保全」を「自然海浜保全地区内における行為の届出等」に改め、同項を同部2の項とし、同部中同項の前に次のように加え、同部を同表20の部とする。

1 自然環境保全地域内における行為の許可 、届出等に関すること。			
-------------------------------------	--	--	--

別表第2 県民生活課の表16の部事務の種類欄中「自然公園」を「愛媛県県立自然公園条例の施行」に改め、同部1の項事項の欄中「自然公園」を「県立自然公園」に改め、同部2の項同欄中「自然公園」を「県立自然公園」に、「及び届出」を「、届出等」に改め、同部を同表19の部とし、同表中15の部を17の部とし、同部の次に次のように加える。

18 自然公園法の施行に関する事務	1 自然公園の簡易施設の維持			
	2 自然公園内における行為の許可、届出等に関すること。			

別表第2 県民生活課の表中14の部を16の部とし、10の部から13の部までを2ずつ繰り下げ、同表9の部2の項事項の欄中「たばこ及び酒類並びに食品に係る」を削り、同項決裁区分の欄中「□□」を「□□」に改め、同項を同部3の項とし、同部1の項事項の欄中「たばこ及び酒類並びに食品に係る是正のため必要な指示又は」を「指示及び」に改め、同項決裁区分の欄中「□□」を「□□」に改め、同項を同部2の項とし、同部中同項の前に次のように加える。

1 自動販売機設置届出の受理（第6条第1項）			
------------------------	--	--	--

別表第2 県民生活課の表9の部中3の項の次に次のように加え、同部を同表11の部とする。

4 立入調査員の証の交付（第16条第2項）			
-----------------------	--	--	--

別表第2 県民生活課の表8の部の次に次のように加える。

9 青少年の健全育成に関する事務	1 青少年の健全育成に関すること。			
10 愛媛県青少年保護条例の施行に関する事務	1 立入調査員の指定（第17条第1項）			

別表第2 地域福祉課の表5の部1の項事項の欄を次のように改める。

1 市町村相互間の連絡及び調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助（第11条第1項第1号）
--

別表第2 地域福祉課の表5の部中2の項から4の項までを削り、5の項を2の項とし、同表6の部1の項(5)を削り、同部2の項中(8)を削り、(7)を(11)とし、(6)を(10)とし、(5)の次に次のように加える。

(6) 施設の設備の改善等の勧告（第59条第3項、第7項）			
(7) 認可外保育施設の設置等の届出の処理（第59条の2）			
(8) 施設の運営状況の報告の受理（第59条の2の5第1項）			
(9) 報告事項の市町村長への通知（第59条の2の5第2項）			

別表第2 地域福祉課の表6の部2の項中(11)の次に次のように加える。

(12) 認可外保育施設の改善の指導（愛媛県認可外保育施設指導監督要綱（平成14年9月26日制定）第3）			
--	--	--	--

別表第2 地域福祉課の表7の部1の項事項の欄中「第8条」を「第9条」に改め、同表18の部事務の種類欄及び同部1の項事項の欄中「青少年」を「児童」に改め、同表19の部を削り、同表20の部事務の種類欄及び同部1の項事項の欄中「婦人」を「女性」に改め、同部を同表19の部とし、同表中21の部から24の部までを1ずつ繰り上げ、25の部を削り、26の部を24の部とする。

別表第2 健康増進課の表中7の部を削り、8の部を7の部とし、9の部を8の部とする。

別表第2 御荘福祉課の表5の部1の項事項の欄を次のように改める。

1 市町村相互間の連絡及び調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助（第11条第1項第1号）

別表第2 御荘福祉課の表5の部中2の項から4の項までを削り、5の項を2の項とし、同表6の部1の項(5)を削り、同部2の項中(8)を削り、(7)を(11)とし、(6)を(10)とし、(5)の次に次のように加える。

(6) 施設の設備の改善等の勧告（第59条第3項、第7項）				
(7) 認可外保育施設の設置等の届出の処理（第59条の2）				
(8) 施設の運営状況の報告の受理（第59条の2の5第1項）				
(9) 報告事項の市町村長への通知（第59条の2の5第2項）				

別表第2 御荘福祉課の表6の部2の項に次のように加える。

(12) 認可外保育施設の改善の指導（愛媛県認可外保育施設指導監督要綱（平成14年9月26日制定）第3）				
--	--	--	--	--

別表第2 御荘福祉課の表7の部1の項事項の欄中「第8条」を「第9条」に改め、同表17の部事務の種類欄及び同部1の項事項の欄中「青少年」を「児童」に改め、同表18の部事務の種類欄及び同部1の項事項の欄中「婦人」を「女性」に改め、同表中23の部を削り、24の部を23の部とし、25の部を24の部とする。

別表第2 商工労政課の表中14の部を15の部とし、6の部から13の部までを1ずつ繰り下げ、同表5の部1の項事項の欄中「日本労働協会」を「日本労働研究機構」に改め、同部中2の項を削り、3の項を2の項とし、同部4の項同欄中「中小企業労働問題講習会」を「中小企業労働セミナー」に改め、同項を同部3の項とし、同部を同表6の部とし、同表4の部の次に次のように加える。

5 中小企業振興資金に関する事務	1 中小企業振興資金の融資対象者の認定			
------------------	---------------------	--	--	--

別表第2 農政課の表5の部1の項事項の欄中「第2条第1項第1号」の下に「及び第4号」を加え、同部3の項同欄を次のように改める。

3 貸付資格の認定（農業改良資金助成法第7条第1項）

別表第2 農政課の表5の部4の項決裁区分の欄中「□□」を「□□」に改め、同表13の部中1の項の次に次のように加える。

2 県外からのみつばちの転飼の許可（第4条）			
------------------------	--	--	--

別表第2 土地改良課の表2の部1の項(2)事項の欄、同項(3)同欄、同部3の項(2)同欄及び同項(3)同欄中「2,000万円」を「3,000万円」に改め、同部中12の項の次に次のように加える。

13 市町村が負担すべき金額に係る意見の聴取（土地改良法第90条第10項、第91条第6項）			
14 県営土地改良事業に係る分担金及び負担金の徴収額の決定			

別表第2 土地改良課の表5の部1の項(1)事項の欄中「6箇月」を「1年」に改め、同項(3)同欄中「5,000円」を「1万円」に改める。

別表第2 林業課の表中2の部及び3の部を削り、4の部を2の部とし、同表5の部3の項事項の欄中「伐採」を「伐採等」に改め、「受理」の下に「（2以上の地方局の所管区域にわたるものを除く。）」を加え、同項決裁区分の欄中「□□」を「□□」に改め、同部4の項事項の欄中「変更の認定」の下に「（2以上の地方局の所管区域にわたるものを除く。）」を加え、同部5の項同欄中「通知」の下に「（2以上の地方局の所管区域にわたるものを除く。）」を加え、同部6の項同欄中「取消し」の下に「（2以上の地方局の所管区域にわたるものを除く。）」を加え、同部7の項同欄中「受理」の下に「（2以上の地方局の所管区域にわたるものを除く。）」を加え、同項決裁区分の欄中「□□」を「□□」に改め、同部を同表3の部とし、同表6の部を同表4の部とし、同表7の部1の項⁽²⁾事項の欄、同項⁽³⁾同欄、同部2の項⁽²⁾同欄及び同項⁽³⁾同欄中「2,000万円」を「3,000万円」に改め、同部を同表5の部とし、同表8の部を同表6の部とし、同表9の部1の項⁽¹⁾同欄中「500万円」を「1,000万円」に改め、同項⁽²⁾同欄中「300万円以上500万円」を「500万円以上1,000万円」に改め、同項⁽³⁾同欄中「300万円」を「500万円」に改め、同部を同表7の部とし、同表中10の部から12の部までを2ずつ繰り上げる。

別表第2 水産課の表4の部1の項を次のように改め、同部2の項から4の項までを削る。

1 遊漁船業者に関すること。			
(1) 登録の実施又は拒否（第3条第1項、第2項、第5条、第6条）			
(2) 変更の届出の受理及び届出事項の登録（第7条第1項、第2項）			
(3) 登録簿の閲覧（第8条）			
(4) 廃業等の届出の受理及び登録の抹消（第9条第1項、第10条）			
(5) 業務規程の届出及び変更の届出の受理（第11条第1項）			
(6) 報告の徴収及び立入検査（第24条第1項）			

別表第2 水産課の表7の部3の項事項の欄を次のように改める。

3 青年漁業者資金に係る青年漁業者の認定			
----------------------	--	--	--

別表第2 水産課の表8の部3の項事項の欄中「及び変更登録」及び「、第17条」を削り、同部中8の項を9の項とし、4の項から7の項までを1ずつ繰り下げ、3の項の次に次のように加える。

4 漁船の変更登録（法第17条）			
------------------	--	--	--

別表第2 水産課の表中15の部の次に次のように加える。

16 海洋生物の保存及び管理に関する法律の施行に関する事務	1 漁獲努力量等の報告に係る処理（第17条第4項）			
	2 報告の徴収及び立入検査（第18条第1項）			

別表第2 管理課の表5の部中4の項の次に次のように加える。

5 同意（都市計画法第32条）			
-----------------	--	--	--

別表第2 管理課の表18の部を次のように改める。

18 愛媛県砂防指定地管理条例の施行に関する事務	1 砂防指定地内制限行為の許可及び変更の許可並びに協議（国土交通大臣との協議を要するものを除く。）（第4条第1項、第6条、第7条第2項、第8条第1項）			
	2 砂防設備の占用の許可及び変更の許可並びに協議（第5条第1項、第6条、第7条第2項、第8条第1項）			

(1) 占用期間が1年以下のもの			
(2) 占用面積が1,000平方メートル以下のもの			
(3) 現に占用を許可しているものの継続に係るもの			
3 届出の受理及び処理(第9条、第10条、第12条第2項、第13条)			

別表第2 建築指導課の表6の部1の項事項の欄中「特定建築物」を「特別特定建築物」に改め、同項(1)同欄中「指導及び助言」を「措置命令」に改め、同項(2)同欄中「指示」を「要請」に改め、同部3の項同欄中「第7条」を「第10条」に改め、同項を同部4の項とし、同部2の項同欄中「第5条第1項、第6条第1項」を「第6条第1項、第7条第1項」に改め、同項を同部3の項とし、同部1の項の次に次のように加える。

2 特定建築物に関する指導及び助言(第5条第3項)			
---------------------------	--	--	--

別表第2 建築指導課の表12の部を同表14の部とし、同表11の部1の項事項の欄中「第31条の2第2項第10号八、第62条の3第4項第10号八」を「第31条の2第2項第11号八、第62条の3第4項第11号八」に改め、同部2の項同欄中「第31条の2第2項第11号二、第62条の3第4項第11号二」を「第31条の2第2項第12号二、第62条の3第4項第12号二」に改め、同部を同表13の部とし、同表中10の部を12の部とし、9の部を11の部とし、8の部を10の部とし、7の部の次に次のように加える。

8 建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する事務	1 特定建築物に関すること。			
	(1) 指導及び助言(第4条第1項)			
	(2) 指示(第4条第2項)			
	(3) 報告の徴収及び立入検査(第4条第3項)			
	2 建築物の耐震改修の計画の認定申請及び変更認定申請の受理(第5条第1項、第6条第1項)			
	3 認定建築物の耐震改修の状況に係る報告の徴収(第7条)			
9 エネルギーの使用の合理化に関する法律の施行に関する事務	1 特定建築物に係る届出の受付(第15条の2第1項)			

別表第2 備考2中「24の部」を「22の部」に改める。

別表第3 4の部1の項事項の欄中「私事旅行」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「及び県外私事旅行」を削る。

別表第4 用地管理課の表8の部中4の項の次に次のように加える。

5 同意(都市計画法第32条)		
-----------------	--	--

別表第4 用地管理課の表23の部を次のように改める。

23 愛媛県砂防指定地管理条例の施行に関する事務	1 砂防指定地内制限行為の許可及び変更の許可並びに協議(国土交通大臣との協議を要するものを除く。)(第4条第1項、第6条、第7条第2項、第8条第1項)		
	2 砂防設備の占用の許可及び変更の許可並びに協議(第5条第1項、第6条、第7条第2項、第8条第1項)		
	(1) 占用期間が1年以下のもの		

(2) 占有面積が1,000平方メートル以下のもの		
(3) 現に占有を許可しているものの継続に係るもの		
3 届出の受理及び処理(第9条、第10条、第12条第2項、第13条)		

別表第4用地管理課の表35の部1の項事項の欄中「第31条の2第2項第10号八、第62条の3第4項第10号八」を「第31条の2第2項第11号八、第62条の3第4項第11号八」に改め、同表42の部1の項同欄中「特定建築物」を「特別特定建築物」に改め、同項(1)同欄中「指導及び助言」を「措置命令」に改め、同項(2)同欄中「指示」を「要請」に改め、同部3の項同欄中「第7条」を「第10条」に改め、同項を同部4の項とし、同部2の項同欄中「第5条第1項、第6条第1項」を「第6条第1項、第7条第1項」に改め、同項を同部3の項とし、同部1の項の次に次のように加える。

2 特定建築物に関する指導及び助言(第5条第3項)		
---------------------------	--	--

別表第4用地管理課の表中45の部を47の部とし、44の部を46の部とし、43の部の次に次のように加える。

44 建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する事務	1 特定建築物に関すること。		
	(1) 指導及び助言(第4条第1項)		
	(2) 指示(第4条第2項)		
	(3) 報告の徴収及び立入検査(第4条第3項)		
	2 建築物の耐震改修の計画の認定申請及び変更認定申請の受理(第5条第1項、第6条第1項)		
	3 認定建築物の耐震改修の状況に係る報告の徴収(第7条)		
45 エネルギーの使用の合理化に関する法律の施行に関する事務	1 特定建築物に係る届出の受付(第15条の2第1項)		

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第12号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

平成15年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県保健所処務規程(昭和26年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第6条中「朱書し」を「明記し」に改める。

第7条第6号中「(所長の県外私事旅行を除く。)」を削る。

第8条第2項第3号中「(支所長の県外私事旅行を除く

。)」を削る。

第9条中「第7条第1項各号」を「第7条各号」に改める。

(愛媛県立衛生環境研究所処務規程の一部改正)

第2条 愛媛県立衛生環境研究所処務規程(昭和28年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第2条の表環境研究課の部環境監視室の項中水質環境科の目の次に次のように加える。

環境監視科

(1) 他の主管に属さない公害(以下「特殊公害」という。)の防止に係る試験研究及び特殊公害防止施設等の技術開発に関すること。

(2) 特殊公害防止技術及び特殊公害の測定技術の指導に関すること。

(3) 特殊公害防止に係る監視、調査、測定及び検

査に関すること。

- (4) 環境情報の収集、管理及び提供に関すること
(他の主管に属するものを除く。)
- (5) 環境保全に係る調査研究の総括に関すること
(他の主管に属するものを除く。)

第2条の表環境研究課の部環境調査室の項を削り、同表に次のように加える。

環境調査課

放射能研究室

放射能調査科

- (1) 原子力発電に係る放射能の環境に及ぼす影響の調査研究に関すること。
- (2) 原子力発電に係る放射能の測定方法の試験研究に関すること。

第5条第8号中「、私事旅行(所長の県外私事旅行を除く。)」を削る。

(保健所長に対する事務委任規程の一部改正)

第3条 保健所長に対する事務委任規程(昭和30年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

本則第11号の次に次のように加える。

11の2 医療法第51条第1項の規定による医療法人の決算の届出を受理すること。

本則第23号を次のように改める。

23 旅館業法第8条の2の規定による措置命令等に関する意見を聴取すること。

本則第24号の次に次の4号を加える。

24の2 旅館業法施行条例(昭和32年愛媛県条例第44号)第4条の表第6の項第8号の規定による衛生上必要な指示を行うこと。

24の3 旅館業法施行細則(昭和32年愛媛県規則第50号)第3条第3項の規定による許可証の再交付に関すること。

24の4 旅館業法施行細則第3条第4項の規定による許可証の返納を受理すること。

24の5 旅館業法施行細則第8条の規定による代理人に関する届出を受理すること。

本則第25号中「及び第6条」を削り、「、取消し及び停止の処分を行なう」を「又は許可を与えない場合の通知を行う」に改め、本則中第26号の5を第26号の9とし、第26号の4を第26号の8とし、第26号の3を第26号の7とし、第26号の2を第26号の4とし、同号の次に次の2号を加える。

26の5 興行場法施行細則第7条の規定による変更の届出及び営業の全部又は一部の停止又は廃止の届出を受理すること。

26の6 興行場法施行細則第8条の規定による許可証の返納及び営業の再開の届出を受理すること。

本則第26号の次に次の2号を加える。

26の2 興行場法第6条の規定による営業の許可の取消し又は営業の停止を命ずること。

26の3 興行場の構造設備の基準等に関する条例(昭和59年愛媛県条例第20号)第20条の規定による基準の緩和等を行うこと。

本則第27号の3の次に次の4号を加える。

27の4 公衆浴場設置等の基準等に関する条例(昭和25年愛媛県条例第24号)第3条第3号の規定による配置の基準の特例に関すること。

27の5 公衆浴場設置等の基準等に関する条例第6条の規定により、特別の措置を命ずること。

27の6 公衆浴場設置等の基準等に関する条例第7条の規定により、構造設備に係る規定の適用をしんじやくすること。

27の7 公衆浴場法施行細則(昭和23年愛媛県規則第67号)第2条第2項の規定による許可証の再交付に関すること。

本則中第31号の4を第31号の5とし、第31号の3の次に次の1号を加える。

31の4 理容師法施行条例第2条の2第1項又は美容師法施行条例第2条の2第1項の規定による理容所検査済証又は美容所検査済証の交付に関すること。

本則第31号の5の次に次の1号を加える。

31の6 理容師法施行細則(昭和31年愛媛県規則第44号)第2条第2項又は美容師法施行細則(昭和32年愛媛県規則第65号)第2条第2項の規定による理容所検査済証又は美容所検査済証の再交付に関すること。

本則第99号の2中「第5条(同省令附則第5条)」を「第7条第1項及び第3項(これらの規定を同省令附則第5条第1項)」に改め、本則第99号の3中「第35条第1項(」の下に「これらの規定を)」を、「届出(」の下に「国内に居住地及び現在地を有しない場合の氏名の変更並びに)」を、「移した場合)」の下に「の居住地の変更)」を加える。

(愛媛県研修所規程の一部改正)

第4条 愛媛県研修所規程(昭和30年愛媛県訓令第25号)の一部を次のように改正する。

第6条第7号中「、私事旅行」を削る。

第10条中「基本課程、政策研究課程、能力開発課程、受託課程及び専門課程」を「階層別研修、特別研修、市町村職員研修及び専門研修」に改める。

(愛媛県整肢療護園処務規程の一部改正)

第5条 愛媛県整肢療護園処務規程(昭和31年愛媛県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「、私事旅行(園長の県外私事旅行を除く。)」を削る。

(愛媛県婦人相談所処務規程の一部改正)

第6条 愛媛県婦人相談所処務規程(昭和32年愛媛県訓令第12号)の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「、私事旅行(所長の県外私事旅行を除く。)」を削る。

(愛媛県計量検定所処務規程の一部改正)

第7条 愛媛県計量検定所処務規程(昭和33年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「、私事旅行(所長の県外私事旅行を除く。)」を削る。

(愛媛県県立高等技術専門校処務規程の一部改正)

第8条 愛媛県県立高等技術専門校処務規程(昭和33年愛媛県訓令第26号)の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「、私事旅行（校長の県外私事旅行を除く。）」を削る。

（愛媛県公印規程の一部改正）

第9条 愛媛県公印規程（昭和34年愛媛県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

「男女共同参画局長印
環境局長印
第2条第1項第1号中 水産局長印 を「本庁
河川港湾局長印
道路都市局長印 」

「男女共同参画局印
環境局印
の局長印」に改め、同項第2号中 水産局印 を
河川港湾局印
道路都市局印 」

「本庁の局印」に改める。

第5条第1項の表男女共同参画局長印男女共同参画局印の項を次のように改める。

本庁の局長印 本庁の局印	各部の長が指定した課の長
-----------------	--------------

第5条第1項の表環境局長印環境局印の項、水産局長印水産局印の項、河川港湾局長印河川港湾局印の項及び道路都市局長印道路都市局印の項を削る。

別表1 第二寸法の表職印の項中
「 男女共同参画局長印
環境局長印
水産局長印
河川港湾局長印
道路都市局長印

20
20
20 を「 | 本庁の局長印 | 20 | 」に、同表庁印
20
20 」

「 男女共同参画局印 | 28 |
環境局印 | 28 |
の項中 水産局印 | 28 | を「 | 本庁の局印
河川港湾局印 | 28 |
道路都市局印 | 28 | 」

| 28 | 」に改める。

別表2 知事印の部林業政策課の項管守場所の欄中「林業政策課」を「森林整備課」に改め、同部西条地方局の項、同部今治地方局の項、同部松山地方局の項及び同部八幡浜

地方局の項中「 1 | 漁業許可用 を 「 1 | 漁業許可用
1 | 遊漁船業者登録

用」に改め、同部宇和島地方局の項中「 2 | 漁業許可用」

を 「 2 | 漁業許可用
2 | 遊漁船業者登録用」に改め、同項の次に次のよう
に加える。

紙産業研究センター	1	紙産業研究センター施設 使用許可用
-----------	---	----------------------

別表2 知事印の部西条地方局中山川ダム建設事務所の項及び同表知事職務代理者印の部西条地方局中山川ダム建設

事務所の項を削る。

（愛媛県知的障害者更生相談所処務規程の一部改正）

第10条 愛媛県知的障害者更生相談所処務規程（昭和35年愛媛県訓令第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 知的障害者福祉司は、主として、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第13条第3項に規定する業務を行う。

第4条第6号中「、私事旅行（所長の県外私事旅行を除く。）」を削る。

第5条中「地方局長（市の区域にあつては、市福祉事務所長）」を「市福祉事務所長又は町村長」に改める。

（水産試験場処務規程の一部改正）

第11条 水産試験場処務規程（昭和36年愛媛県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「、私事旅行（場長の県外私事旅行を除く。）」を削る。

第4条第3号中「、私事旅行（分場長の県外私事旅行を除く。）」を削る。

第6条中「第3条第5号」を「第3条第7号」に改める。

（愛媛県児童相談所処務規程の一部改正）

第12条 愛媛県児童相談所処務規程（昭和36年愛媛県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中第12項を第13項とし、第3項から第11項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 次長は、所長を補佐し、所長に事故があるときは、その職務を代行する。

第3条第1項の表指導課の項第1号中「第21条の10第3項、」を削る。

第4条第5号中「、私事旅行（所長の県外私事旅行を除く。）」を削る。

第5条第1項中「ときは、」の下に「次長（愛媛県東予児童相談所にあつては、）を加え、「課長又は係長」を「係長。次項において同じ。）」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「事項」の下に「で重要なもの」を加え、「所長に報告しなければ」を「後閲を受けなければ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 所長及び次長共に不在のときは、あらかじめ所長が指定した職員がその事務を代決する。

（愛媛県工業技術センター処務規程の一部改正）

第13条 愛媛県工業技術センター処務規程（昭和36年愛媛県訓令第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第7号中「、私事旅行（所長の県外私事旅行を除く。）」を削る。

第7条中「第4条第6号」を「第4条第8号」に改める。

（愛媛県繊維産業試験場処務規程の一部改正）

第14条 愛媛県繊維産業試験場処務規程（昭和37年愛媛県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「主任研究員」を「専門研究員、主任研

究員」に改める。

第4条第7号中「、私事旅行（場長の県外私事旅行を除く。）」を削る。

第7条中「第4条第6号」を「第4条第8号」に改める。

（愛媛県建設研究所処務規程の一部改正）

第15条 愛媛県建設研究所処務規程（昭和38年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「、私事旅行（所長の県外私事旅行を除く。）」を削る。

（愛媛県立保育専門学校処務規程の一部改正）

第16条 愛媛県立保育専門学校処務規程（昭和39年愛媛県訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「、私事旅行（校長の県外私事旅行を除く。）」を削る。

（愛媛県製紙試験場処務規程の一部改正）

第17条 愛媛県製紙試験場処務規程（昭和39年愛媛県訓令第26号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

愛媛県紙産業研究センター処務規程

第1条中「愛媛県製紙試験場（以下「試験場」を「愛媛県紙産業研究センター（以下「センター」に改める。

第2条中「試験場の室」を「センターの課及び室」に改め、同条の表技術支援室の項の前に次のように加える。

総務課

- (1) 公印の管理に関する事。
- (2) 文書の取扱いに関する事。
- (3) 職員の人事、給与及び服務に関する事。
- (4) 予算、決算その他会計事務に関する事。
- (5) 生産物の処理に関する事。
- (6) 試験研究用以外の土地、建物、工作物、機械等の維持管理に関する事。
- (7) 臨時労務の管理に関する事。
- (8) センターの業務の企画及び広報に関する事。
- (9) センター内の取締りに関する事。
- (10) その他他の主管に属しないこと。

第2条の表技術支援室の項各号中「紙パルプ及び紙加工」を「紙産業」に改める。

第3条第1項中「場長」を「所長」に、「場務」を「センターの業務」に改め、同条第2項中「室長は、場長の命を受け、」を「課長及び室長は、所長の命を受け、それぞれ課及び」に改め、同条第4項中「場長」を「上司」に改め、同条第5項中「主任研究員」を「特別研究員、主任研究員」に改め、同条第8項中「場務」を「センターの業務」に改め、同項を同条第10項とし、同条中第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、第5項の次に次の2項を加える。

6 係長は、上司の命を受け、係の事務を管理する。

7 担当係長は、上司の命を受け、担当事務を管理する。

第4条中「場長は」を「所長は」に改め、同条第2号中「場務」を「センターの業務」に、「場名」を「所名」に改め、同条第6号中「場長」を「所長」に改め、同条第7号中「、私事旅行（場長の県外私事旅行を除く。）」を削

る。

第5条第1項中「場長」を「所長」に改める。

第6条中「場長」を「所長」に、「つど」を「都度」に改める。

第7条中「試験場」を「センター」に、「第4条第6号」を「第4条第8号」に改める。

（愛媛県窯業試験場処務規程の一部改正）

第18条 愛媛県窯業試験場処務規程（昭和39年愛媛県訓令第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第7号中「、私事旅行（場長の県外私事旅行を除く。）」を削る。

第7条中「第4条第6号」を「第4条第8号」に改める。

（愛媛県大阪事務所処務規程の一部改正）

第19条 愛媛県大阪事務所処務規程（昭和39年愛媛県訓令第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項を次のように改める。

3 次長は、所長を補佐し、所長に事故があるときは、その職務を代行する。

第2条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「所長」を「上司」に、「担当係長」を「係長」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 係長は、上司の命を受け、係の事務を管理する。

第3条第7号中「、私事旅行」を削る。

第4条第1項中「所長不在」を「所長が不在」に、「あらかじめ所長が指定した職員がその事務を」を「次長が」に改め、同条第2項中「事項について」を「事務で重要なもの」に改める。

第6条中「第3条第7号」を「第3条第9号」に改める。

。

（愛媛県身体障害者更生相談所処務規程の一部改正）

第20条 愛媛県身体障害者更生相談所処務規程（昭和39年愛媛県訓令第46号）の一部を次のように改正する。

第3条第7号中「、私事旅行（所長の県外私事旅行を除く。）」を削る。

（愛媛県立さつき寮処務規程の一部改正）

第21条 愛媛県立さつき寮処務規程（昭和39年愛媛県訓令第47号）の一部を次のように改正する。

第3条第7号中「、私事旅行（寮長の県外私事旅行を除く。）」を削る。

第5条中「第3条第6号」を「第3条第8号」に改める。

。

（愛媛県家畜保健衛生所処務規程の一部改正）

第22条 愛媛県家畜保健衛生所処務規程（昭和40年愛媛県訓令第23号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（事務の委任）

第5条 所長に委任する事務は、次のとおりとする。

- (1) 獣医療法（平成4年法律第46号）第3条の規定による診療施設の開設等の届出を受理すること。
- (2) 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項の規定による死亡した牛の届出を受理

すること。

第6条第1項第8号中「、私事旅行（所長の県外私事旅行を除く。）」を削る。

（愛媛県地方労働委員会事務局処務規程の一部改正）

第23条 愛媛県地方労働委員会事務局処務規程（昭和41年愛媛県訓令第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「、私事旅行」を削る。

（愛媛県東京事務所処務規程の一部改正）

第24条 愛媛県東京事務所処務規程（昭和42年愛媛県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中第10項を第11項とし、第6項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

6 課長補佐は、課長を補佐する。

第4条第1項第7号中「、私事旅行（プラザの所長の東京都外私事旅行を含む。）」を削り、同条第2項中「、同項第7号中「東京都外私事旅行を含む」とあるのは「東京都外私事旅行を除く」と」を削る。

第5条第2項中「ともに」を「共に」に、「総務課長」を「行政課長」に、「振興課長」を「産業振興課長」に改める。

第7条中「第4条第1項第7号」を「第4条第1項第9号」に改める。

（愛媛県立えひめ学園処務規程の一部改正）

第25条 愛媛県立えひめ学園処務規程（昭和45年愛媛県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第5号中「、私事旅行（園長の県外私事旅行を除く。）」を削る。

（愛媛県立歯科技術専門学校処務規程の一部改正）

第26条 愛媛県立歯科技術専門学校処務規程（昭和46年愛媛県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「、私事旅行（校長の県外私事旅行を除く。）」を削る。

（愛媛県立農業大学校処務規程の一部改正）

第27条 愛媛県立農業大学校処務規程（昭和46年愛媛県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第7号中「、私事旅行（校長の県外私事旅行を除く。）」を削り、同条第2項第2号中「、私事旅行（分校長の県外私事旅行を除く。）」を削る。

（愛媛県病害虫防除所処務規程の一部改正）

第28条 愛媛県病害虫防除所処務規程（昭和46年愛媛県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「、私事旅行（所長の県外私事旅行を除く。）」を削り、同条第2項第2号中「、私事旅行（支所長の県外私事旅行を除く。）」を削る。

第6条中「朱書し」を「明記し」に改める。

（愛媛県生活センター処務規程の一部改正）

第29条 愛媛県生活センター処務規程（昭和47年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第7号中「、私事旅行（所長の県外私事旅行を除く。）」を削る。

（愛媛県精神保健福祉センター処務規程の一部改正）

第30条 愛媛県精神保健福祉センター処務規程（昭和47年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第7号中「、私事旅行（所長の県外私事旅行を除く。）」を削る。

（愛媛県農業試験場処務規程の一部改正）

第31条 愛媛県農業試験場処務規程（昭和50年愛媛県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「、私事旅行（場長の県外私事旅行を除く。）」を削る。

（愛媛県立果樹試験場処務規程の一部改正）

第32条 愛媛県立果樹試験場処務規程（昭和50年愛媛県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号中「、私事旅行（場長の県外私事旅行を除く。）」を削り、同条第2項第3号中「、私事旅行（分場長の県外私事旅行を除く。）」を削る。

（愛媛県畜産試験場処務規程の一部改正）

第33条 愛媛県畜産試験場処務規程（昭和50年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「、私事旅行（場長の県外私事旅行を除く。）」を削る。

（愛媛県養鶏試験場処務規程の一部改正）

第34条 愛媛県養鶏試験場処務規程（昭和50年愛媛県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「、私事旅行（場長の県外私事旅行を除く。）」を削る。

（愛媛県林業技術センター処務規程の一部改正）

第35条 愛媛県林業技術センター処務規程（昭和50年愛媛県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「、私事旅行（所長の県外私事旅行を除く。）」を削る。

（愛媛県健康増進センター処務規程の一部改正）

第36条 愛媛県健康増進センター処務規程（昭和50年愛媛県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第2条の表総務課の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第10号までを削り、第11号を第7号とし、第12号を第8号とし、第13号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 施設の維持管理に関すること。

第2条の表検査指導課の項を次のように改める。

健康推進課

- (1) 県民の主体的な健康づくりの推進に関すること。
- (2) 健康増進に関する知識の普及及び相談に関すること。
- (3) 健康増進に関する調査研究並びに情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 健康増進に関する指導者の研修に関すること。
- (5) 地域指導者等に対する協力及び支援に関すること。
- (6) 健康プラザの運営に関すること。
- (7) その他健康増進に関すること。

第3条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 担当係長は、上司の命を受け、担当事務を管理する。

第4条を削り、第5条第6号中「、私事旅行（所長の県外私事旅行を除く。）」を削り、同条中第8号を第11号と

し、第7号の次に次の3号を加え、同条を第4条とする。

- (8) センターの使用の許可に関する事。
- (9) センターの使用の制限の措置に関する事。
- (10) センターの休所日における開所に関する事。

第6条第2項中「ともに」を「共に」に、「検査指導課長」を「健康推進課長」に改め、同条第3項中「検査指導課長がともに」を「健康推進課長が共に」に改め、同条第4項中「朱書し」を「明記し」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「センターの毎月の業務の結果を、翌月10日までに知事に」を「毎年度業務報告書を作成し、翌年度の5月末日までに知事に提出しなければならない。ただし、異例又は重要と認められるものについては、その都度」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

(愛媛県地域農業改良普及センター処務規程の一部改正)

第37条 愛媛県地域農業改良普及センター処務規程(昭和53年愛媛県訓令第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書を削り、同項の表企画調整課の項中「企画調整課」を「普及企画課」に改め、同項中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 農業関係制度資金の指導に関する事。

第2条第1項の表地域振興課の項中「地域振興課」を「地域農業課」に改め、同項中第6号を第7号とし、第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の前に次の1号を加える。

- (1) 地域農業の担い手の確保及び育成に関する事。

第2条第1項の表専門技術課の項中「専門技術課」を「産地育成課」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 農業の専門技術分野における農業経営又は農村生活の改善に関する情報の収集及び提供に関する事。

第2条第2項中「支所における総合普及課」を「普及室」に改め、同項中第5号を第7号とし、第1号から第4号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の前に次の2号を加える。

- (1) 公印の管理に関する事。
 - (2) 文書の取扱いに関する事。
- 第2条第2項に次の3号を加える。
- (8) 地域農業の担い手の確保及び育成に関する事。
 - (9) 農業者組織の専門技術分野に係る普及指導に関する事。

- (10) 特産地の育成及び新技術の普及指導に関する事。

第3条第4項中「支所長」を「室長」に、「支所事務」を「普及室事務」に改め、同条第5項中「又は支所長」を削り、同条中第9項を第10項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

6 農業改良専門員は、室長の命を受け、普及指導に関し室内の調整を行うとともに、普及活動に従事する職員を指導し、かつ、自ら普及活動に従事する。

第4条第1項第6号中「、私事旅行(所長の県外私事旅行を除く。)」を削り、同条第2項中「支所長の専決処理すべき」を「室長の専決処理すべき」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 普及室業務に関し職名又は普及室名で文書を施行すること。

第4条第2項2号中「支所職員」を「普及室職員」に、「支所長」を「室長」に改め、同項第3号中「支所職員」を「普及室職員」に改め、「、私事旅行(支所長の県外私事旅行を除く。)」を削り、同項第4号中「支所」を「普及室」に改める。

第5条第1項中「企画調整課長」を「普及企画課長」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「企画調整課長」を「普及企画課長」に改め、同条第3項中「支所長」を「室長」に改め、「総合普及課長」を「あらかじめ室長が指定した者」に改める。

- 第7条第1項中「朱書し」を「明記し」に改める。

(愛媛県青少年対策本部規程の一部改正)

第38条 愛媛県青少年対策本部規程(昭和54年愛媛県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

- 第3条第2項中「教育長」を「県民環境部長」に改める。

第7条第1項中「教育委員会事務局生涯学習課」を「県民環境部県民協働局県民活動推進課」に改め、同条第2項中「教育委員会事務局生涯学習課長」を「県民環境部県民協働局県民活動推進課長」に改める。

- 第8条第1項中「教育事務所」を「地方局」に改める。

別表1の項を次のように改める。

1 教育長

(愛媛県下請企業指導班規程の一部改正)

第39条 愛媛県下請企業指導班規程(昭和54年愛媛県訓令第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中「中小企業課」を「産業支援局経営支援課」に改める。

第3条中「中小企業課地場産業係」を「産業支援局経営支援課地場産業係」に改める。

第4条中「中小企業課技術課長補佐」を「産業支援局経営支援課課長補佐」に改める。

(栽培漁業センター処務規程の一部改正)

第40条 栽培漁業センター処務規程(昭和55年愛媛県訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「、私事旅行(所長の県外私事旅行を除く。)」を削る。

(愛媛県交通対策班規程の一部改正)

第41条 愛媛県交通対策班規程(昭和56年愛媛県訓令第29号)の一部を次のように改正する。

第1条中「県民環境部」を「県民環境部管理局」に改める。

第3条中「県民環境部消防防災安全課」を「県民環境部管理局消防防災安全課」に改める。

第4条中「県民環境部」を「県民環境部管理局」に改める。

(愛媛県魚病指導センター処務規程の一部改正)

第42条 愛媛県魚病指導センター処務規程(昭和56年愛媛県訓令第31号)の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「、私事旅行(所長の県外私事旅行を除く。)」を削る。

(愛媛県土木部工事執行事務取扱要綱の一部改正)

第43条 愛媛県土木部工事執行事務取扱要綱(昭和56年愛媛県訓令第35号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(その3)及び様式第3号(その2)中「区」を「局」に改める。

様式第7号(その2)中「区」を「局」に改め、同様式(その2)注を削る。

様式第9号中「区」を「局」に改める。

(愛媛県長寿社会対策本部規程の一部改正)

第44条 愛媛県長寿社会対策本部規程(昭和59年愛媛県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「高齢者福祉課」を「生きがい推進局長寿介護課」に改め、同条第2項中「高齢者福祉課長」を「生きがい推進局長寿介護課長」に改める。

(愛媛県地方局男女共同参画推進班規程の一部改正)

第45条 愛媛県地方局男女共同参画推進班規程(昭和59年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

別表3の項中「福祉活動係長」を「地域福祉係長」に改め、同表11の項中「企画調整課女性・高齢者係長」を「地域農業課担い手対策係長」に改め、同表12の項中「地域振興課農村・担い手係長」を「普及室担い手対策係長」に、「松山地方局及び宇和島地方局」を「及び八幡浜地方局」に改め、同表13の項中「今治中央地域農業改良普及センター一泊方支所総合普及課」を「地域農業改良普及センター普及室」に改め、「今治地方局」の下に「及び宇和島地方局」を加え、同表中21の項を22の項とし、20の項を削り、19の項を21の項とし、14の項から18の項までを2ずつ繰り下げ、13の項の次に次のように加える。

14 松山中央地域農業改良普及センター久万普及室農村・担い手係長(松山地方局に限る。)

15 松山中央地域農業改良普及センター伊予普及室担い手対策係長(松山地方局に限る。)

(愛媛県立医療技術短期大学処務規程の一部改正)

第46条 愛媛県立医療技術短期大学処務規程(昭和63年愛媛県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第5条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

第6条第7号中「、私事旅行」を削り、「県外出張、県外私事旅行」を「海外出張」に、「県外研修」を「海外研修」に改める。

別表第1 4の部2の項⁽¹⁾事項の欄中「、私事旅行」を「、育児休業等」に、「県外出張、県外私事旅行」を「海外出張」に、「県外研修」を「海外研修」に改める。

(愛媛県農業専門技術班規程の一部改正)

第47条 愛媛県農業専門技術班規程(平成元年愛媛県訓令第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「農林水産部」を「農林水産部農業振興局」に改める。

第3条中「農林水産部農業経営課」を「農林水産部農業振興局農業経営課」に改める。

第4条第1項中「農林水産部」を「農林水産部農業振興局」に改める。

(愛媛県リゾート班規程の一部改正)

第48条 愛媛県リゾート班規程(平成2年愛媛県訓令第6号)

)の一部を次のように改正する。

第1条中「企画情報部ふるさと整備課」を「経済労働部観光推進局観光課」に改める。

第3条中「企画情報部ふるさと整備課」を「経済労働部観光推進局観光課」に、「企画情報部長」を「経済労働部長」に改める。

第4条第1項中「企画情報部ふるさと整備課長補佐(しまなみ海道振興担当)」を「経済労働部観光推進局観光課長補佐」に改める。

(愛媛県男女共同参画推進本部規程の一部改正)

第49条 愛媛県男女共同参画推進本部規程(平成2年愛媛県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「男女共同参画局長」を「県民協働局長」に改める。

第7条第1項中「男女共同参画局」を「県民協働局」に改め、同条第2項中「男女共同参画局長」を「県民協働局長」に改める。

別表2 1の項から8の項までを次のように改める。

- 1 総務部管理局総務管理課長
- 2 企画情報部管理局企画調整課長
- 3 県民環境部管理局県民交流課長
- 4 県民環境部県民協働局男女参画課長
- 5 保健福祉部管理局保健福祉課長
- 6 経済労働部管理局産業政策課長
- 7 農林水産部管理局農政課長
- 8 土木部管理局土木管理課長

別表2中9の項を削り、10の項を9の項とし、11の項を10の項とし、12の項を11の項とする。

(愛媛県県民総合相談プラザ及び県民相談プラザ規程の一部改正)

第50条 愛媛県県民総合相談プラザ及び県民相談プラザ規程(平成3年愛媛県訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「県政広報課」を「秘書広報局広報広聴課」に改める。

第3条第1項第1号中「県政広報課長補佐」を「秘書広報局広報広聴課長補佐」に改め、「のうちから、知事が指名する者」を削り、同項第2号中「県政広報課県民相談係」を「秘書広報局広報広聴課県民相談係」に改める。

(愛媛県廃棄物対策班規程の一部改正)

第51条 愛媛県廃棄物対策班規程(平成3年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

別表1の項から7の項までを次のように改める。

- 1 県民環境部県民協働局生活課長
- 2 県民環境部環境局廃棄物対策課長
- 3 保健福祉部管理局保健福祉課長
- 4 経済労働部管理局産業政策課長
- 5 農林水産部管理局農政課長
- 6 農林水産部農業振興局畜産課長
- 7 農林水産部森林局森林整備課長

別表中8の項を削り、9の項を8の項とし、同表10の項中「土木部」を「土木部管理局」に改め、同項を同表9の項とし、同表11の項から25の項までを1ずつ繰り上げる。

(愛媛県文書管理規程の一部改正)

第52条 愛媛県文書管理規程(平成4年愛媛県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第27条中「次長(次長)」を「本庁の局長(本庁の局長)」に改める。

様式第4号甲(表)中「次長」を「局長」に改める。

(愛媛県花き総合指導センター処務規程の一部改正)

第53条 愛媛県花き総合指導センター処務規程(平成4年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「、私事旅行(所長の県外私事旅行を除く。)」を削る。

(愛媛県FAZ整備推進班規程の一部改正)

第54条 愛媛県FAZ整備推進班規程(平成5年愛媛県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「次長」を「管理局長」に、「のうちから、知事が命ずる」を「をもって充てる」に改め、同条第2項中「前項の規定により班長を命ぜられた者以外の経済労働部次長の職にある者」を「経済労働部産業支援局長」に、「商工流通課長」を「管理局産業政策課長」に、「に知事が命ずる」を「をもって充てる」に改める。

第6条中「商工流通課」を「管理局産業政策課」に改める。

別表1の項から12の項までを次のように改める。

- 1 経済労働部管理局長
- 2 経済労働部産業支援局長
- 3 総務部管理局総務管理課長
- 4 総務部新行政推進局市町村課長
- 5 企画情報部管理局企画調整課長
- 6 企画情報部管理局交通対策課長
- 7 企画情報部管理局国際交流課長
- 8 保健福祉部健康衛生局業務衛生課長
- 9 経済労働部管理局産業政策課長
- 10 農林水産部農業振興局農産園芸課長
- 11 農林水産部農業振興局畜産課長
- 12 農林水産部水産局水産課長

別表中18の項を19の項とし、13の項から17の項までを1ずつ繰り下げ、12の項の次に次のように加える。

- 13 土木部管理局土木管理課長

(愛媛県地域高規格道路事業推進班規程の一部改正)

第55条 愛媛県地域高規格道路事業推進班規程(平成5年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

別表2の項中「土木部」を「土木部管理局」に改める。

(愛媛県地方局県民情報室規程の一部改正)

第56条 愛媛県地方局県民情報室規程(平成5年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、伊予庁舎」を削る。

別表第1松山地方局県民情報室の項所管区域の欄中「北条市及び温泉郡」を「伊予市、北条市、温泉郡及び伊予郡」に改め、同表伊予庁舎地方局県民情報室の項を削る。

(愛媛県農業総合対策推進班規程の一部改正)

第57条 愛媛県農業総合対策推進班規程(平成6年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「次長」を「管理局長」に、「に知事が

命ずる」を「をもって充てる」に改め、同条第2項中「農政課長」を「管理局農政課長」に、「に知事が命ずる」を「をもって充てる」に改める。

第6条中「農政課」を「管理局農政課」に改める。

別表1の項中「次長(知事が指定するものに限る。)」を「管理局長」に改め、同表2の項中「農政課長」を「管理局農政課長」に改め、同表3の項中「農政課長補佐」を「管理局農政課長補佐」に改め、同表4の項から6の項までの規定中「農林水産部」を「農林水産部管理局」に改め、同表7の項中「農政課中山間対策室調整係長」を「管理局農政課中山間対策室業務係長」に改め、同表8の項中「農林水産部」を「農林水産部管理局」に改め、同表9の項中「団体指導課長補佐」を「管理局農業経済課長補佐」に改め、同表10の項中「団体指導課農協係長」を「管理局農業経済課農協係長」に改め、同表11の項中「団体指導課農林業金融係長」を「管理局農業経済課金融係長」に改め、同表12の項中「農林水産部農地整備課」を「農林水産部農業振興局農地整備課」に改め、同表13の項から15の項までの規定中「農林水産部」を「農林水産部農業振興局」に改め、同表16の項中「農林水産部農業経営課」を「農林水産部農業振興局農業経営課」に改め、同表17の項から20の項までの規定中「農林水産部」を「農林水産部農業振興局」に改め、同表21の項中「農林水産部農業経営課」を「農林水産部農業振興局農業経営課」に改め、同表22の項中「農林水産部農産園芸課」を「農林水産部農業振興局農産園芸課」に改め、同表23の項から29の項までの規定中「農林水産部」を「農林水産部農業振興局」に改め、同表30の項及び31の項中「農林水産部」を「農林水産部森林局」に改め、同表32の項中「林業政策課林産流通係長」を「森林局林業政策課木材利用推進係長」に改める。

(愛媛県地方局農業総合対策推進班規程の一部改正)

第58条 愛媛県地方局農業総合対策推進班規程(平成6年愛媛県訓令第12号)の一部を次のように改正する。

別表6の項及び7の項を次のように改める。

- 6 中央地域農業改良普及センター所長
- 7 中央地域農業改良普及センター普及室長

(愛媛県政策・予算班規程の一部改正)

第59条 愛媛県政策・予算班規程(平成7年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「次長」を「管理局長」に改める。

別表1の項を次のように改める。

- 1 管理局長

(愛媛県林業専門技術班規程の一部改正)

第60条 愛媛県林業専門技術班規程(平成7年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第3条中「林業政策課」を「森林局林業政策課」に改める。

第4条第1項中「農林水産部林業政策課」を「農林水産部森林局林業政策課」に改める。

(愛媛県立伊予三島看護専門学校処務規程の一部改正)

第61条 愛媛県立伊予三島看護専門学校処務規程(平成9年愛媛県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「、私事旅行(校長の県外私事旅行を除

く。)」を削る。

(副知事の担任意務に関する規程の一部改正)

第62条 副知事の担任意務に関する規程(平成11年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第1項第1号アに次のただし書を加える。

ただし、企画情報部の所掌事務のうち、国際交流に関するものを除く。

第1項第2号中イをウとし、アをイとし、イの前に次のように加える。

ア 企画情報部の所掌事務のうち、国際交流に関すること。

(愛媛県総合林政計画推進班規程の一部改正)

第63条 愛媛県総合林政計画推進班規程(平成13年愛媛県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「次長」を「森林局長」に、「のうちから、知事が命ずる」を「をもって充てる」に改め、同条第2項中「林業政策課長及び農林水産部」を「森林局林業政策課長及び農林水産部森林局」に改める。

第6条中「農林水産部」を「農林水産部森林局」に改める。

(愛媛県市町村合併推進本部規程の一部改正)

第64条 愛媛県市町村合併推進本部規程(平成13年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第8条中「総務部」を「総務部新行政推進局」に改める。

別表2 1の項から11の項までを次のように改める。

- 1 総務部新行政推進局長
- 2 総務部管理局総務管理課長
- 3 総務部管理局財政課長
- 4 総務部新行政推進局市町村課長
- 5 総務部新行政推進局市町村課合併推進室長
- 6 企画情報部管理局企画調整課長
- 7 県民環境部管理局県民交流課長
- 8 保健福祉部管理局保健福祉課長
- 9 経済労働部管理局産業政策課長
- 10 農林水産部管理局農政課長
- 11 土木部管理局土木管理課長

(愛媛県食肉衛生検査センター処務規程の一部改正)

第65条 愛媛県食肉衛生検査センター処務規程(平成14年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号中「、私事旅行(所長の県外私事旅行を除く。)」を削り、同項第8号中「100万円未満」を「500万円未満」に改める。

(愛媛県動物愛護センター処務規程の一部改正)

第66条 愛媛県動物愛護センター処務規程(平成14年愛媛県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第8号中「100万円未満」を「500万円未満」に改める。

(愛媛県女性職業センター処務規程等の廃止)

第67条 次に掲げる訓令は、廃止する。

- (1) 愛媛県女性職業センター処務規程(昭和52年愛媛県訓令第8号)
- (2) 愛媛県国際交流事業推進班規程(平成元年愛媛県訓令

第10号)

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令施行の際現にある第52条の規定による改正前の愛媛県文書管理規程様式第4号甲の規定による書類の用紙は、平成15年7月31日までの間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県訓令第13号

庁 中 一 般

愛媛県立医療技術大学開設準備室規程を次のように定める。

平成15年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県立医療技術大学開設準備室規程

(設置)

第1条 医療技術大学の開設準備を行うため、保健福祉部に医療技術大学開設準備室(以下「準備室」という。)を設置する。

(任務)

第2条 準備室は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 設置認可申請に関すること。
- (2) 諸規程の整備に関すること。
- (3) 学生募集及び入学試験の実施に関すること。
- (4) 施設、設備及び備品の整備に関すること。
- (5) その他医療技術大学の開設準備に関すること。

(職制)

第3条 準備室に室長、室長補佐、担当係長及び室員を置き、職員のうちから知事が命ずる。

(職務)

第4条 室長は、上司の命を受け、部下職員を指揮監督し、準備室の事務を統轄する。

2 室長補佐は、室長を補佐する。

3 担当係長は、上司の命を受け、担当事務を管理する。

(庶務)

第5条 準備室の庶務は、保健福祉部管理局保健福祉課医療対策室において処理する。

(雑則)

第6条 この訓令に定めるもののほか、準備室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

監査委員規程

○愛媛県監査委員規程第1号

愛媛県監査事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年4月1日

愛媛県監査委員	小 川 一 雄
同	横 田 弘 之
同	井 上 和 久
同	吉 久 宏

愛媛県監査事務局規程の一部を改正する規程

愛媛県監査事務局規程（昭和41年愛媛県監査委員規程第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「、私事旅行」を削る。

第12条中「失書し」を「明記し」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第13条中「愛媛県処務細則（昭和29年4月愛媛県訓令第5号）及び愛媛県文書管理規程（平成4年3月愛媛県訓令第1号）」を「知事の事務部局」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

教育委員会規則**○愛媛県教育委員会規則第8号**

愛媛県教育委員会事務局組織規則及び愛媛県教育委員会教育長専決規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年4月1日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県教育委員会事務局組織規則及び愛媛県教育委員会教育長専決規則の一部を改正する規則

（愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部改正）

第1条 愛媛県教育委員会事務局組織規則（平成元年愛媛県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表生涯学習課の項係の欄中「全国生涯学習フェスティバル係」を削る。

第2条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項の表文化スポーツ部の部保健スポーツ課の項係の欄中「生涯スポーツ係 競技スポーツ係 スポーツ施設係」を「県民スポーツ係 国民体育大会準備係」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 生涯学習課に全国生涯学習フェスティバル推進室を置き、同室に総務係及び事業係を置く。

第3条（見出しを含む。）中「各課」を「各課及び室」に改め、同条の表生涯学習課の項中「生涯学習課」の下に「（第5号から第9号までの事務にあっては、全国生涯学習フェスティバル推進室の所掌とする。）」を加え、同項中第18号を第21号とし、第17号を削り、第16号を第20号とし、第6号から第15号までを4号ずつ繰り下げ、同項第5号を次のように改める。

- (5) 第16回全国生涯学習フェスティバル実行委員会に関すること。
- (6) 第16回全国生涯学習フェスティバルの広報に関すること。
- (7) 第16回全国生涯学習フェスティバルの実施計画に関すること。
- (8) 第16回全国生涯学習フェスティバルに関する文部科学省及び関係団体等との連絡調整に関すること。
- (9) その他第16回全国生涯学習フェスティバルの推進に関すること。

第3条の表人権教育課の項第6号中「同和教育関係団体

」を「人権教育関係団体」に改める。

第3条の表保健スポーツ課の項中第12号を第16号とし、第5号から第11号までを4号ずつ繰り下げ、第9号の前に次の1号を加える。

(8) 学校体育に関すること。

第3条の表保健スポーツ課の項第4号を同項第7号とし、同項第3号中「学校体育」を「ジュニアスポーツ」に改め、同号を同項第6号とし、同項第2号を同項第5号とし、同項第1号を同項第4号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (1) スポーツ立県の推進に関すること。
- (2) 武道館に関すること。
- (3) 国民体育大会の開催準備に関すること。

第7条第1項中第21号を第24号とし、第9号から第20号までを3号ずつ繰り下げ、第12号の前に次の1号を加える。

(11) 室長補佐

第7条第1項中第8号を第10号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の前に次の1号を加える。

(6) 室長

第7条第1項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 部付

第7条第2項中「第17号」を「第20号」に、「第18号」を「第21号」に、「第21号」を「第24号」に改める。

第7条の2第3項中「及び生涯学習課」を「生涯学習課及び全国生涯学習フェスティバル推進室」に改める。

第8条に次の2項を加える。

4 文化スポーツ部に部付を置く。

5 部付は、上司の特命に係る事務を処理する。

第9条の見出し中「課」を「課又は室」に改め、同条第1項中「課長補佐を」の下に「、室に室長及び室長補佐を」を加え、同条第4項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 室長補佐は、室長を補佐し、室長が不在のときは、その職務を代行する。

第9条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 室長は、上司の命を受け、室務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

第10条第1項及び第12条第1項中「課」を「課及び室」に改める。

（愛媛県教育委員会教育長専決規則の一部改正）

第2条 愛媛県教育委員会教育長専決規則（昭和31年愛媛県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「かかげる」を「掲げる」に改め、同項第1号中「所長」を「これに相当する職にある者並びに所長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第2号

教育事務所及び分室の名称、位置及び所管区域（昭和32年2月愛媛県教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成15年4月1日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

「第2条第4項」を「第2条第6項」に改める。

教育委員会訓令

○愛媛県教育委員会訓令第1号

教育委員会事務局

教 育 機 関

愛媛県教育委員会公印規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年4月1日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県教育委員会公印規程等の一部を改正する訓令

（愛媛県教育委員会公印規程の一部改正）

第1条 愛媛県教育委員会公印規程（昭和36年7月愛媛県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「課長印」の下に「（室長印を含む。以下同じ。）」を加え、同項第2号中「課印」の下に「（室印を含む。以下同じ。）」を加える。

第3条第2項中「課長」の下に「（室長を含む。）」を加える。

様式第4号中「使用課」を「使用課（室）」に改める。

（愛媛県総合教育センター処務規程等の一部改正）

第2条 次に掲げる訓令の規定中「第9条第4項」を「第9条第6項」に改める。

(1) 愛媛県総合教育センター処務規程（昭和41年3月愛媛県教育委員会訓令第1号）第2条第6項

(2) 愛媛県立図書館処務規程（昭和33年2月愛媛県教育委員会訓令第2号）第2条第4項

(3) 愛媛県立博物館処務規程（昭和36年11月愛媛県教育委員会訓令第3号）第2条第7項

(4) 愛媛県美術館処務規程（平成12年4月愛媛県教育委員会訓令第7号）第3条第6項

(5) 愛媛県立青年の家処務規程（昭和35年6月愛媛県教育委員会訓令第1号）第1条第4項

(6) 愛媛県生涯学習センター処務規程（平成12年4月愛媛県教育委員会訓令第4号）第3条第5項

(7) 愛媛県総合科学博物館処務規程（平成12年4月愛媛県教育委員会訓令第5号）第3条第6項

(8) 愛媛県歴史文化博物館処務規程（平成12年4月愛媛県教育委員会訓令第6号）第3条第6項

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 この訓令施行の際現にある第1条の規定による改正前の愛媛県教育委員会公印規程様式第4号の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県教育委員会訓令第2号

教育委員会事務局

新武道館開設準備室規程を次のように定める。

平成15年4月1日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

新武道館開設準備室規程

（設置）

第1条 新武道館の開設準備を行うため、文化スポーツ部に新武道館開設準備室（以下「準備室」という。）を設置する。

（任務）

第2条 準備室は、次に掲げる事項を処理する。

(1) 施設の整備に関すること。

(2) 事業計画の作成その他施設運営の準備に関すること。

(3) その他新武道館の開設準備に関すること。

（職制）

第3条 準備室に室長、室長補佐、担当係長及び室員を置き、事務局職員のうちから教育委員会が命ずる。

（室長、室長補佐及び担当係長の職務）

第4条 室長は、上司の命を受け、部下職員を指揮監督し、準備室の事務を統轄する。

2 室長補佐は、室長を補佐する。

3 担当係長は、上司の命を受け、担当事務を管理する。

（庶務）

第5条 準備室の庶務は、文化スポーツ部保健スポーツ課において処理する。

（雑則）

第6条 この訓令に定めるもののほか、準備室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 この訓令は、平成15年9月30日限り、その効力を失う。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則2-16

愛媛県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年4月1日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

愛媛県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則（愛媛県人事委員会規則2-1）の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「、私事旅行」を削る。

水産局長
河川港湾局長
道路都市局長

「本庁局長
を 部付（10級） に改める。
技術監 」

別表第10 4 医療職給料表(一)級別職務区分表4級の部
知事の事務部局の項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄
中「本庁部次長」を「本庁局長」に改める。

別表第10 5 医療職給料表(二)級別職務区分表6級の部
知事の事務部局の項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄
中「中央保健所支所長」を「中央保健所支所長
に改
歯科技術専門学校教頭」
め、同表7級の部知事の事務部局の項同欄中「歯科技術専
門学校教頭」を削る。

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第3条 給料表の適用範囲に関する規則(愛媛県人事委員会
規則7-44)の一部を次のように改正する。

第2条中「(第14号に掲げる部課にあつては、財団法人
えひめ産業振興財団へ派遣されている職員に限る。)」を
削り、同条の表知事の事務部局の項第4号を次のように改
め、同項第14号を削る。

(4) 紙産業研究センター

第3条中「及び歯科医師」を削り、「次長、部付及び医
監」を「局長及び部付」に、「保健福祉課」を「管理局保
健福祉課」に、「並びに同部健康増進課」を「同部健康
衛生局健康増進課」に改め、「課長の職にある職員」の下
に「並びに同課に勤務する歯科医師である職員」を加える
。

第5条中「、又は松山市へ派遣され」を削る。

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第4条 管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7
-68)の一部を次のように改正する。

「本庁部次長
部付(本庁部次長
男女共同参画局長
環境局長
水産局長
河川港湾局長
道路都市局長

別表知事の事務部局の項公職の欄中
同格者に限る。)

「本庁局長
を 部付(本庁局長同格者に限る。)
技術監

に、「本庁室長」を「本庁室長(経済労働部観光推進局

」
町並博推進課イベント推進室長を除く。)」に、「NPO
・ボランティア推進監」を「原子力安全対策推進監」に改
め、「保健福祉部医監」及び「西条地方局中山川ダム建設
事務所長」を削り、「部付(1種及び3種に該当する職を
除く。)」を「部付(1種及び3種に該当する職を除く。
経済労働部観光推進局町並博推進課イベン

」
「東京事務所産業振
) に、「消防学校教頭」を 消防学校教頭
ト推進室長」 中央児童相談所次
興課長

に、「歯科技術専門学校教頭」を「衛生環境研究
長」
所環境調査課長」に、「製紙試験場長」を「紙産業研究セ
ンター所長」に、「果樹試験場次長」を「果樹試験場南予
分場長」に、「地域農業改良普及センター所長(中央地域
分場長」に、中央地域農業改良普及センター支所長
農業改良普及センター所長を除く。)) を「中央地域農業

改良普及センター普及室長」に、「土木部用地課用地補償
審査専門員」を「土木部管理局用地課用地補償審査専門員
」に、「中央保健所支所長」を「中央保健所支所長
農業改良専門員」に、

「東京観光物産センター業務課長」を「えひめ観光物産ブ
生活センター所長」を生活センター所長
南予児童相談所次
ラザ業務課長

「歯科技
高等技術専門学校教頭」を「歯科技
に、女性職業センター所長」を 高等技
長」 大阪事
術専門学校教頭

「病虫害
術専門校教頭」に、「病虫害防除所支所長」を 病虫害
務所次長」 果樹試

防除所支所長」に、「試験研究機関の分場長(課長補佐同
験場次長」

格者に限る。))を「試験研究機関の分場長(果樹試験場
南予分場長及び果樹試験場岩城分場長を除き、課長補佐同
格者に限る。))」に改め、同表委員会等の事務部局の項同

「部付
欄中「人事委員会事務局次長」を 人事委員会事務局次長
議会事務局課長」を 議会事務局課長
議会事務局室長

に、「教育委員会事務局本庁課長」を「教育委員会事務
教育委員会事務

」
局本庁課長」に、「教育委員会事務局課長補佐」を「教育
局室長」を 教育
委員会事務局課長補佐
委員会事務局室長補佐」に改める。

(農林漁業改良普及手当の支給等に関する規則の一部改正)

第5条 農林漁業改良普及手当の支給等に関する規則(愛媛

県人事委員会規則7 - 225)の一部を次のように改正する。

第4条中「地域農業改良普及センター所長及び中央地域農業改良普及センター支所長」を「中央地域農業改良普及センター普及室長」に改める。

(特地勤務手当等に関する規則の一部改正)

第6条 特地勤務手当等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 368)の一部を次のように改正する。

別表第1上浮穴郡の項中「面河村洪草2431番地 久万地域農業改良普及センター改良普及員面河駐在所」及び「小田町大字町村82番地 久万地域農業改良普及センター改良普及員小田駐在所」を削り、同表喜多郡の項中「河辺村大字植松547番地河辺村教育委員会事務局1綱」を削り、同表西宇和郡の項中「瀬戸町三机乙3003番地の6 八幡浜中央地域農業改良普及センター改良普及員瀬戸駐在所」、「三崎町三崎692番地 八幡浜中央地域農業改良普及センター改良普及員三崎駐在所」及び「三崎町三崎692番地 三崎町教育委員会事務局」を削り、同表東宇和郡の項中「明浜町大字高山甲3657番地 東宇和地域農業改良普及センター改良普及員明浜駐在所」を「明浜町大字高山甲3678番地 明浜町教育委員会事務局」に改め、同表北宇和郡の項中「日吉村大字下鍵山463番地 宇和島中央地域農業改良普及センター改良普及員日吉駐在所」を削る。

別表第2東宇和郡の項中「城川町大字下相945番地 東宇和地域農業改良普及センター改良普及員城川駐在所」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第2号

労働基準法別表第1による愛媛県の事業又は事務所の号別区分等(平成11年3月愛媛県人事委員会告示第2号)の一部を次のように改正する。

平成15年4月1日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

表3の項事業又は事務所の欄中「西条地方局中山川ダム建設事務所」を削り、同表12の項同欄中「製紙試験場」を「紙産業研究センター」に、「美術館」を「美術館 中学校」に改め、同表労働基準法別表第1各号のいずれにも該当しないものの項同欄中「女性職業センター」を削る。

県議会訓令

○愛媛県議会訓令第1号

愛媛県議会事務局

愛媛県議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年4月1日

愛媛県議会議長 柳 澤 正 三

愛媛県議会事務局規程の一部を改正する訓令

愛媛県議会事務局規程(昭和39年愛媛県議会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(課、室及び係の設置並びに名称)」に改め、同条第1項の表議事課の項を次のように改める。

議事調査課

第2条第2項の表議事課の項を次のように改め、同条第2項を同条第3項とする。

議事調査課 議事・記録係

第2条第1項の次に次の1項を加える。

2 議事調査課に政務調査室を置く。

第3条第1項中第12号を第14号とし、第5号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 担当係長

第3条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 室長

第3条第3項中「課長、」の下に「室長、」を、「係長」の下に「、担当係長」を加える。

第4条中第11項を第13項とし、第10項を第12項とし、第9項を第11項とし、第8項を第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 担当係長は、上司の命を受け、担当事務を管理する。

第4条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 室長は、上司の命を受け、室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

第5条に後段として次のように加える。

この場合において、議事調査課の項第10号から第16号までの事務は、政務調査室が分掌する。

第5条の表総務課の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同項第18号中「所管」を「主管」に改め、同号を同項第17号とし、同表議事課の項中「議事課」を「議事調査課」に改め、同項第2号中「委員会」を「常任委員会」に改め、同項中第12号を第16号とし、第9号から第11号までを4号ずつ繰り下げ、第8号を第9号とし、同号の次に次の3号を加える。

(10) 議会活動の諸調査に関すること。

(11) 特別委員会に関すること(第4号に掲げるものを除く。)

(12) 議長会議等に関すること。

第5条の表議事調査課の項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1項を加える。

(4) 特別委員会に関すること(決算特別委員会及び企業会計決算特別委員会に関することに限る。)

第7条第2号中「及び課長」を「、課長及び室長」に改め、同項第3号中「課長」の下に「及び室長」を加え、「、私事旅行」を削る。

第8条の見出し及び同条第1項中「課長」の下に「及び室長」を加え、同項第2号中「、私事旅行」を削り、同項に次

の1号を加える。

(6) 文書の発送及び保存に関すること。

第8条第2項第2号中「、発送及び保存」を削る。

第10条第2項中「係長又は主査」を「職員」に改める。

第19条を第20条とし、第5章中第18条を第19条とし、第17条第2項を削り、同条を第18条とする。

第16条を第17条とし、第15条第1項中「文書には、」の下に「会計年度に相当する数字の次に」を加え、同条第2項及び第3項を削り、同条を第16条とする。

第14条中「文書処理簿に記入のうえ」を「文書システムに必要事項を登録の上」に改め、同条を第15条とする。

第13条中「電報を含む。以下」を「電子文書を除く。次条において」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第14条とする。

2 到達した電子文書は、主務課において文書システムによる收受の登録を行わなければならない。

第12条中「失書し」を「明記し」に改め、第4章中同条を第13条とする。

第11条中「前2条」を「前3条」に改め、同条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(室長の事務の代決)

第11条 室長が不在のときは、あらかじめ室長の指定した職員が代決することができる。

別表中「第16条」を「第17条」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第6号

愛媛県公営企業組織規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成15年4月1日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

愛媛県公営企業組織規程の一部を改正する管理規程

愛媛県公営企業組織規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

2 局長に事故があるとき、又は局長が欠けたときは、管理者がその職務を行う。

第9条第2項中「、老人性痴呆疾患センター」を削り、「輸血部」の下に「、病理診断部」を加える。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

公営企業訓令

○愛媛県公営企業訓令第1号

愛媛県公営企業事業所処務規則等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年4月1日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

愛媛県公営企業事業所処務規則等の一部を改正する訓

令

(愛媛県公営企業事業所処務規則の一部改正)

第1条 愛媛県公営企業事業所処務規則(昭和57年愛媛県公営企業訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表中老人性痴呆疾患センターの項を削り、輸血部の項の次に次のように加える。

病理診断部

(1) 病理診断に関すること。

(愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部改正)

第2条 愛媛県公営企業管理局事務決裁規則(昭和63年愛媛県公営企業訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第7条中「失書し」を「明記し」に改める。

別表第1 4の部2の項事項の欄、同部4の項同欄及び同部5の項同欄中「、私事旅行」を削り、同部6の項同欄中「及び県外私事旅行」を削り、同表9の部1の項(1)ア同欄、同項(1)イ同欄、同項(2)イ同欄及び同項(2)ウ同欄中「1,000万円」を「3,000万円」に改める。

別表第2 総務課の部14の項2(2)ア事項の欄及び同項2(2)イ同欄中「1,000万円」を「3,000万円」に改め、同項3(1)ア同欄中「100万円」を「500万円」に改め、同項3(1)ア決裁区分の欄中「□□」を「□□」に改め、同項3(1)イ事項の欄中「20万円以上 100万円」を「500万円」に改め、同項3(1)イ決裁区分の欄中「□□」を「□□」に改め、同項3(1)ウを削る。

(愛媛県公営企業事業所事務決裁規則の一部改正)

第3条 愛媛県公営企業事業所事務決裁規則(平成9年愛媛県公営企業訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第7条中「失書し」を「明記し」に改める。

別表第1 備考中「輸血部」の下に「、病理診断部」を加える。

別表第2 総務課の表2の部1の項(1)事項の欄中「、私事旅行」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「及び県外私事旅行」を削る。

別表第3 総務課の表2の部1の項(1)事項の欄中「、私事旅行」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「及び県外私事旅行」を削る。

別表第5 面河ダム出張所の表2の部1の項事項の欄中「、私事旅行」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「及び県外私事旅行」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

--	--